

平成 23 年 第 4 回

# 高森町議会 12 月定例会会議録

平成 23 年 12 月 12 日 開会

平成 23 年 12 月 20 日 閉会



高 森 町 議 会

1 2 月 1 2 日 (月)

(第 1 日)

## 平成23年第4回高森町議会定例会（第1号）

平成23年12月12日

午前10時00分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

2番 後藤 三治君

3番 興梠 壽一君

日程第 2 会期の決定

月 日	会議の種類	備 考
12月12日（月）	本会議	議案審議
12月13日（火）	休 会	
12月14日（水）	〃	
12月15日（木）	〃	
12月16日（金）	〃	
12月17日（土）	〃	
12月18日（日）	〃	
12月19日（月）	本会議	一般質問
12月20日（火）	〃	委員長報告・採決

日程第 3 議案第52号 町道の路線の廃止について

日程第 4 議案第53号 町道の路線の認定について

日程第 5 議案第54号 高森町ふるさと応援基金設置条例の制定について

日程第 6 議案第55号 高森町奨学資金貸付条例の一部改正について

日程第 7 議案第56号 平成23年度高森町一般会計補正予算について

日程第 8 議案第57号 平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第 9 議案第58号 平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算について

日程第10 議案第59号 平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

日程第11 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	宇藤康博君	2 番	後藤三治君
3 番	興梠壽一君	4 番	芹口誓彰君
5 番	立山広滋君	6 番	森田勝君
7 番	田上更生君	8 番	甲斐正一君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長	草村大成君	教育長	佐藤増夫君
総務課長	村上源喜君	住民福祉課長	古澤建生君
税務課長	色見継治君	産業観光課長	橋本和則君
産業観光課審議員	甲斐敏文君	建設課長	廣木富八君
会計課長	杉田則秋君	教育委員会事務局長	後藤正三君
総務課長補佐	佐藤武文君	住民福祉課長補佐	岩下公治君
住民福祉課長補佐	阿部恭二君	税務課長補佐	工藤英二君
産業観光課長補佐	岩田秋広君	建設課長補佐	安方含君
高森東保育園園長代理	熊谷優子君	色見保育園園長代理	瀬井類子君
総務課総務係長	沼田勝之君	総務課財政係長	岩下徹君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	古庄良一君	議会事務局庶務係長	松本満夫君
--------	-------	-----------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

本日は、12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれまして、公私ご多忙中のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、先に開催いたしました臨時会においては、慎重審議いただきご決定いただきました。お陰さまをもちまして、各案件とも順調に執行されております。重ねてお礼を申し上げます。

さて、12月となりまして、本年も残すところ半月でございます。国内におきましては、東日本大震災をはじめといたしまして、さまざまな災害発生いたしました。台風12号、15号による豪雨、一方、海外に目を向けますと、タイの大洪水というように、防災や日頃の備えというものに改めて目を向けなければいけない、考えなければいけないという一年であったと思います。このような中でありますが、高森町におきましては、人命に関わるといった大きな災害が起きなかったことは幸いでありました。

町の動きといったことで申しますと、まず統一地方選におきまして、私にご支援をいただき、町政運営をお任せいただきました。私ごとでございますが、重ねてこの場をお借りして改めてお礼を申し上げます。また、先の臨時会でも申し上げましたが、10月にはねりんピックくまもとが開催されるとともに、11月には高森町を中心としてグリーンツーリズムネットワーク全国大会が開催され、分科会や町民体育館においては全体会が開催されました。全国各地からお越しのお客さまには、わずか2日間ではございましたが、高森町の文化や人々とのふれあい、有意義な時間を過ごしていただいたものだと考えております。また、それと同時に全国に本町高森町の名前をPRするいい機会であったというふうに思っております。来年以降もこのようにいろいろなことにチャレンジしていつてまいりたいと思っております。

さて、11月24日に高森中学校に蒲島知事がお見えになり、児童生徒を前にご講演をなされました。6月の蒲島知事との知事公室での会談の中で、懇談の中でお願いをしていたことが実現したわけでございます。その中で次のようなこととお話になりました。一つ、可能性は無限大である、二つ、逆境に立たされるほど夢が

上がる、3、夢をもつことはすごく大事なんだ、4つ、期待値を超えてがんばれというのを今後しっかり胸にしまって生きてほしいと話されました。私も個人的になるほどだなあと頷く一方、私自身が子どもたちにこのようなことを話せる、子どもたちがこのようなことを考えることができる環境、すなわちまちづくりをしなければと思った次第でございます。来年は今以上にしっかりと地に足をつけてがんばる所存でありますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

なお、先にお話申し上げておりました組織の改革に伴います課設置条例の一部改正につきましては、現在、最終案の詰めを行っておりますが、年度の途中ということもあり、いろいろな面で今後推測を招いたり、また動揺が拡がるということも懸念されておりますので、今少し時間をいただき、後日ご提案することといたしておりますので、何卒よろしくお願いを申し上げます。

今定例会にお諮りいたしますのは、条例2件、予算4件、その他2件、あわせて8件でございます。どうぞよろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさついたします。

○議長（田上更生君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成23年第4回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番 後藤三治君及び3番 興梶壽一君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成23年第4回高森町議会定例会の会期につきましては、本日12月12日から12月20日までの9日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日12月12日から12月20日までの9日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第52号 町道の路線の廃止について

日程第4 議案第53号 町道の路線の認定について

○議長（田上更生君） 日程第3、議案第52号、町道の路線の廃止について及び日程第4、議案第53号、町道の路線の認定についてを一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） おはようございます。

議案第52号及び議案第53号については、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

まずはじめに、議案第52号、町道の路線の廃止については、路線番号116号、路線名、町道南片山線です。廃止区間は大字尾下字南片山195番地先から大字野尻字廣迫673番地先、総延長776.5メートルです。

本路線は、平成18年度より着工し、平成22年度に完了したものでありますが、町道の終点を変更したため、町道の廃止をお願いするものであります。

続きまして、議案第53号、町道の路線の認定についてご説明いたします。議案第52号で町道の廃止をお願いいたしました終点部分の約135メートルが狭歪で見通しが悪いため、終点を付け替え、起点を大字尾下南片山194番1地先、終点を大字尾下字原239番3地先、総延長667メートルに変更し、町道の認定をお願いするものであり、町道の路線の廃止については道路法第10条第3項の規定により、また町道の認定については道路法第8条第1項の規定により議会の議決を得る必要があるため提案するものであります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。提案説明とします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号及び議案第53号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第5 議案第54号 高森町ふるさと応援基金設置条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第5、議案第54号、高森町ふるさと応援基金設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） おはようございます。

議案第54号で提案いたしました、高森町ふるさと応援基金設置条例の制定についてご説明申し上げます。

平成20年4月30日、地方税法等の一部を改正する法律が改正されまして、個人住民税における寄附金税制の拡充の方針が盛り込まれたところであります。これはふるさとを応援したいという納税者の思いを実現する観点から、都道府県市区町村に対する寄附金税制の見直しが行われました。高森町におきましても、ふるさと高森町を愛し、応援しようとする人々からの寄附金を活用し、寄附者のふるさとへの思いを尊重し、より良いまちづくりのため条例を制定するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番です。

基金はですね、特定の目的のために基金を積み立てる積立基金の分と、それから特定の目的のために資金を定額的に運用する分とに分けられますけれども、本基金はどちらに付属するのかご答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） おはようございます。

4番議員ご指摘のように、特定目的の基金を利用する基金といろいろございますが、これは大きく分けると、積み立てる型の基金、それと同じ額を定額的に運用



していく基金とにまず分けることができます。その中で今回の基金につきましては、積立型の基金でございます。しかも積立型の中にも積み立てて原資そのものを取り崩して使っていく基金と、それから生まれるいわゆる利子、果実を運用する基金とがございますが、今回は原資も含めて取り崩して利用する基金というふうに位置付けております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） それでは、原資となる資金でございますけれども、この主たるものはふるさと応援寄附金になるというふうに思っておりますけれども、この寄附金につきましては広く町外から個人、企業また法人から募っていかれるのか、またその方法はどのようなふうにするかお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） お答えをいたします。

基本的には、町外の方をお願いしたいというふうに思っているところでございます。方法でございますけれども、在熊高森会、それから在熊阿蘇ふるさと会、それから、関東阿蘇五岳会とか、いろいろそういう関係の方との連携を十分密にいたしまして、宣伝活動をいたしまして、寄附金を募りたいというふうに思っているところでございます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 最後でございますけれども、提案説明、それから今の答弁、税務課長が行っておりますけれども、この設置条例の対象事業から見ますと総務課が主幹になるのが妥当ではないかというふうに思っておりますけれども、税務課長が主幹になるということになれば、その理由についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えいたします。

ご指摘のように、事業の中身そのもの、そういった分につきましては全庁的にまたがるものでございますので、そういったご指摘も当然だと思いますが、先ほど申しました地方税の改正、その他税に関する部分が多々ございますので、そういったことで直接基金の受け入れ、その分について今回、町長のほうから税務課長のほうに指示が出てございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番 宇藤です。皆さん、おはようございます。

税務課長と町長にお尋ねいたします。

税務課長にお尋ねしますが、これは草村町長からの指示なのですか。それとも、町長が就任以前から話が進んでいた設置条例なのか、また草村町長におかれましては、よく町長が表現されるハード事業からの転換や、稼げる高森町としての位置付けの一つの推進なのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） 1番議員にお答えいたします。

もともとはですね、ふるさと納税につきましては、総務課の財政系のほうで担当しておりましたけれども、9月にですね、町長のほうから私のほうに、当時、税務課長補佐でございましたけれども、特命がございまして、ふるさと納税についてですね、一生懸命がんばってくださいということでございますので、いろいろ勉強いたしまして、今回の応援基金設置条例を含めまして提案したところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

ハード事業からソフト事業への転換かということでございますが、そのように、それも一つだと思っております。私がよく表現する言葉では、稼げるまちづくりという言葉も表現いたしますが、これは稼げるまちづくりの一環でもあり、この基金そのものをソフト事業の一環というふう位置付けておる次第でございます。これからのまちづくりに対しては、やはり町内も含めまして、町外にお住まいの方がこの高森町のまちづくりに共感をもつていただき、抱いていただき、また外に出ていかれている方がふるさと高森町が発展していくことに関して、やはりご賛同いただき、また投資していただくという意味合いでございます。これはふるさとの発展とこれからの高森町に対して大きな期待を込めて寄附をいただくという二面性をもつ基金の設置であるというふう捉えております。そのようなことから、最初に申し上げましたように、基金そのものの設置がソフト事業の一環でもあり、財源を確保するといった意味では稼げるまちづくりの一環としての位置付けでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第55号 高森町奨学資金貸付条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第55号、高森町奨学資金貸付条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） おはようございます。

議案第55号で提案しました、高森町奨学資金貸付条例の一部改正についてご説明をいたします。

本議案は、地方自治法96条第1項第1号の規定により議会の議決を得る必要があるため提案するものです。奨学金の貸付けにつきましては、高森町奨学資金貸付条例第3条で、奨学生選考委員会の意見を聴いてこれを定めなければならないとなっており、同4条に選考委員会について規定されております。

別紙条例新旧対照表をご覧ください。選考委員につきましては第4条に規定されておりますが、6月の定例議会において副町長を置かない条例が可決されました。それにより同選考委員の中に副町長名が入っておりますので、今回この選考委員会委員の副町長を削除をするものでございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定いただきますようによりしくお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号、高森町奨学資金貸付条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号、高森町奨学資金貸付条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第7 議案第56号 平成23年度高森町一般会計補正予算について**

- 議長（田上更生君） 日程第7、議案第56号、平成23年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

- 町長（草村大成君） 議案第56号でご提案いたしました、平成23年度高森町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回の補正の主なものとしては、県の補助を受けて実施予定の地域支え合い事業の拡充と町道2路線の改良整備、また介護保険特別会計への繰出金などについて、総額5,169万1,000円の補正を行うこととし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億7,408万2,000円とするものでございます。

それでは、まず7ページから、歳入予算の主なものについてご説明いたします。

第10款地方交付税につきましては、現時点での見込額を計上しております。

第14款国庫支出金の土木費国庫補助金につきましては、町道村山旭通線と下村線の改良工事等によるものでございます。

8ページをお開き願います、

第15款県支出金の第2項県補助金、第3目民生費県補助金の第12節におきましては、全額県の補助事業となります。災害時要援護者等地域支え合い体制づくり事業補助金が追加の交付決定を受けたことにより計上しております。

また、第5目農林水産業費県補助金につきましては、第1節の農業振興費補助金で地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業補助金を計上しておりましたが、補助金の項目を整理する必要があることから、次ページの第10節を新たに設けまして、鳥獣被害防止対策事業補助金への組み換えを行うものでございます。

なお、この補助金につきましては、現行予算に96万1,000円を増額することにより、合わせて307万9,000円を計上しております。

次の総務費県委託金につきましては、来年3月に執行予定の熊本県知事選挙の委託金を新たに計上しております。

続きまして、11ページからの歳出予算の主なものについてご説明いたします。

まず、職員の退職や人事異動を行いました関係で、歳出全般にわたり第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費につきましては、各款ごとに必要な補正を行っているものでございます。

第2款総務費の財産管理費でございますが、役場庁舎改修工事の設計委託料を計上しております。これは庁舎内壁の汚れが著しいために改修を行うものと、来客対応用のカウンターにつきましては、高齢者や障がい者の方も安心して役場に来ていただけるよう、カウンターの高さを下げる改修工事を行うものでございます。今回の予算をご承認いただきましたなら、本年度に設計を行い、来年度予算にて本工事を実施したいと考えております。

なお、役場庁舎と隣の高森総合センターにつきましては、昭和57年から58年にかけて建設されたものでございますが、これまで30年間近くの間、大規模な改修工事が行われていないことから、屋上、外壁、日指等、いろんな箇所にも傷みが出てきておまして、雨漏りなどが頻繁に発生している状況でございます。私が町長に就任以来、6月と9月の議会におきまして、雨漏り等の修繕工事のための補正予算をご承認いただき、部分的にまた応急的に修繕を行ってきたところでございます。しかしながら、いずれの施設につきましても、特に屋上の傷みが著しく、今までのような応急的な対応では十分な効果が見込めないことから、来年度以降に大規模な改修工事を行いたいと考えているところでございます。財政的にたいへん厳しい時代ではありますが、最も効果的な方法を十分検討した上で、今後、議会の皆様にお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、13ページから14ページにかけての選挙費につきましては、来年3月に執行予定の熊本県知事選挙に関わる経費を計上しております。

16ページ、民生費の介護保険事業費につきましては、介護保険特別会計への繰出金としまして、本年度の介護給付費の繰出しと地域支援事業の中で、介護予防事業に係る分の繰出しを計上しております。

次の地域支え合い事業費につきましては、要援護者に配慮した整備やスタッフを有する社会福祉施設等の機能を、地域福祉の拠点として活用し、要援護者を中心とした地域住民に対する支援体制を構築すること等を目的とした事業でございまして、全額県の補助を受けて実施するものでございます。

なお、本事業につきましては、9月の議会の際にご提案申し上げ、480万円の予算をご承認いただいたものでございますが、その後、さらに追加の交付決定を受

けたことにより、今回、簡易ベッドやプレハブ物置などの整備を行うこととして、480万円を追加するものでございます。

17ページ、児童福祉施設費の使用料及び賃借料につきましては、高森東保育園の送迎タクシー借上料の実績見込みに伴う減額でございます。また、扶助費につきましては、高森保育園への年度途中入所児童が見込み以上に増加したことに伴う増額でございます。

19ページの第7款土木費の第2項道路橋梁費の道路維持費につきましては、昨年冬の除雪作業や融雪剤の購入費及び融雪剤散布作業に要した人夫賃金等の実績をもとに増額するものでございます。

20ページ、道路新設改良費につきましては、町道村山旭通線と下村線の改良工事を行うための増額でございます。

23ページ、予備費につきましては、6月に発生しました道路及び河川の災害復旧事業費等への充用を行いましたことから、不意の支出に対応するため増額するものでございます。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要をご説明いたしました。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） おはようございます。2番 後藤でございます。

18ページになりますが、農林水産業費のですね、12目の農業活性化施設費の修繕費が156万円計上されておりますが、内容についてご説明をお願いしたいと思います。

それから、次のページの19ページ、商工費の温泉館管理費の12の修繕費52万2,000円計上されています。この2つについてお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） おはようございます。

2番議員のご質問にお答えいたします。

まず、農業活性化施設費の修繕料ですが、これはアグリセンターの農機具の修理代でありまして、トラック、ダンプ、トラクターの修繕が見積書で一緒に上がってきております。その分の予算額です。この上がってきている金額は、見積りをさら

に産業観光課で精査をいたしまして、あらゆる業者に見積りを取りまして、協定書では20万円以上は町が修理するようになっておりますので、一つの機械につき20万円以上の修理分が合わせて155万9,177円となっております。

次に、商工費の修繕費ですけど、温泉館のほうで6月に補正を申しあげました泉源ポンプの修理代730万円の、これは消費税分ですね、この分が保険が決定いたしましたので、その歳出の36万5,000円分と、高森温泉館の電話設備が落雷により故障いたしましたので、それも保険による修繕分の15万6,450円、合わせて52万2,000円の補正計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかありませんか。3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） おはようございます。3番 興柁です。

22ページの保健体育総務費についてお尋ねしたいと思います。総合型地域スポーツクラブ創設支援の事業負担金、これについては以前、アンケートを取られているかと思いますが、そのアンケート結果について簡単にご説明をお願いしたいと思います。

それから、現在、創設に向けての取組みの状況と、もし設置された場合ですね、どのようなメリットがあるのか、このあたりもご説明をお願いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） 今の質問にお答えします。

以前アンケートを取っておりますが、すみません、現在ここに資料を持ってきておりませんが、基本的には子どもたちのスポーツ、それからお年寄りのスポーツということで、希望はこういうことがあるといいなということで、現在それを進めております。その中に3B体操、太極拳、私たちは通称、身体ほぐしと言っているんですけども、ストレッチ体操、それからジョギングといいますか、どちらかという歩くほうなんですけれども、そういうものの希望、それから子どもの楽しむスポーツといいますか、ゲーム感覚のスポーツですね、そういうものの希望がっております。それを、ちょっと日付は忘れたんですが、11月にデモを行っております。参加者は少なかったんですけども、かなり好評ということで、新たに新しいスポーツもまた取り入れて、今後やろうと思っております。

それから、現在の状況ですけれども、今回予算を上げていますものにつきましては、まず大きなスポーツ、体育協会との関連もありまして、すべてを一気に網羅す

るということは非常に難しいということで、現在、5、6種目に絞って、今後進めていくということを考えております。その中で現在の状況としますと、12月に総合型スポーツクラブの設立準備委員会を立ち上げ、4月に正式に稼動ということで、現在5、6種目を考えております。

以上、すみません、今日資料を持ってきていませんので、中途半端な答えになりましたが、以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 高森町の総合計画の中にも総合型地域スポーツクラブについて載っていると思います。この中を見ますと本町においては1町民1スポーツを基本理念とするとなっております。いまお話のとおりですね、年代を問わず全町民が参加できるスポーツということでございますので、どうか成功しますようにがんばっていただきたいと思います。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 6番 森田でございます。21ページの高森自然学校のトイレ改修工事他と書いてありますが、現在、ここは年間に何名ぐらい使われているか、それから年間にどのような事業を行われているかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） すみません。こちらについても現在何名という資料を持ってきておりませんので、具体的な数字は分かりませんが、基本的には地域の方が定期的にスポーツに使われている、それから旧給食室といいますか、食事をするスペースがあるんですけども、これも高齢者の方も含めまして、不定期的に使われているということでございます。今回の予算を上げました理由につきましては、体育館のトイレにつきましてが小学生を対象にしております。非常に間口が狭くて段差があると、結構カーブといいますか、角々となっているということで、高齢者の方、特に高齢者の方ですけども、一般の大人の方も非常に使用しづらいと。それから、今言いました特に旧給食を食べるところなんですけれども、そちらの方は特に高齢者の方が利用されております。いろんな会合、自分たちの趣味等で利用されておりますが、そこについても以前の給食調理員さんのトイレが小さいというのが一つあるだけということで、そこにはございません。それを総合的に利用しやすいようにトイレを今後計画していきたいということで、現在のトイレをそのまま改修するか、別な場所につくったが安いかなということで、もう両方併せて検討して、高齢者全般的に使いやすいトイレに改修したいということで考えています。



以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番議員のご質問に、今、教育委員会事務局長がご説明申し上げましたが、もとはといえば、私が地元にお伺いしたときに、要望というよりも私自身が現地を確かめてきました。2度ほどお伺いいたしまして、先ほど局長のお話のように、非常に高齢者にとって使いづらい、非常に段差があるということでした。また、よく地域の方が話し合われるということですが、地区で会を設置していただいて、管理も一生懸命地区でされている、なおかつ非常に議場であれば、こうやって声が響くのはいいことですが、やはりつくりがちよっと、つくりの部分というよりも、その使われている場所が非常に人の声の響き方がちよっと非常に変わった形、感じで聞こえておまして、非常に耳が不自由な方や体調が悪いお年寄りの方に違和感、ストレスを与えているというのが現状でした。そういう観点をもちまして、私自身も現場で確認したということをつけ加えさせて、説明させていただきます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） 9番 三森でございます。

20ページの道路新設改良費でございますが、工事請負費1,100万円という形で上がっております。公有財産購入費300万円、このような状況の中で、今、議員は10名でございます。なかなか高森町175平方キロというたいへん広い耕地をもっております。その中で新設、いろいろな道路整備について、各議員さんが知るべくして知っておく必要がある。そういうことを踏まえると、提案されるときには是非とも道路の箇所、字図等を出していただければ有難いと思います。建設経済委員さんにおいてはいろいろな説明があるかと思いましたが、それ以外の議員さんにおいてはなかなか現地に出向くこともなかなかないというようなこともございます。そういう意味において、今後、新年度当初から是非ともこういう形ですね、当初始める場合の工事については字図等の図面を出していただければ有難いと思いますので、その点、よろしくお願いたしたいと思いますが、まず建設課長のほうにお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） ただいま三森議員のほうからご指摘がありましたが、予算の提案につきましては、今後そのように対処していきたいと考えています。

今回の計上いたしました工事請負費についてご説明を申し上げます。今回計上い

たしました工事請負費は、町道村山旭通線の起点側88メートル、幅員、側溝を含めまして4メートルの工事を考えており、町道下村線の雨天時の雨水をその工事箇所で受け止め、高値切川に流し込む計画としております。当該路線の終点部分は、旭通の岩下縫製付近で、梅雨時期には下村地区から出てきます雨水等で住民に迷惑をおかけしておりますことから、今後継続的に解消していきたいと、そのように考えています。

以上です。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい。ありがとうございます。

今の件についてはですね、逆に言いますと、高森、色見の議員さんはある程度、地名等も分かるし、いいわけでございます。逆に申し上げますと、野尻、草部地区の議員さんにおいては、場所すら分からないというようなこと、また野尻、草部の工事においては、高森、色見の議員さんにおいては、なかなか場所の確認ができないというような弊害がございます。そういう意味におきましてはですね、提案のときに分かりやすいような形で、見やすいような形で出していただけると、今後において非常に参考になるし、議論する機会も多いかと思っておりますので、その点、今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番 後藤です。

今回の補正予算ではですね、19節の負担金補助及び交付金、項目がたくさん設けられております。新町長さんのもと、いろいろな施策に取り組まれるのは非常に評価されますが、もう12月でございます。あと残り3カ月足らずの中で、本来ならばですね、当初予算あるいは今年でいいますと、選挙後ですので、6月の予算で計上されるべき予算ではないかなというふうに思います。あと残りの3カ月で事業効果が期待できるのかというのが一つ疑問に残ります。その中でですね、一つお聞きしたいのは、18ページの農林振興費の地域づくり“夢チャレンジ”推進事業補助金というのがありますが、どういった事業なのか教えていただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

負担金補助及び交付金の地域づくり“夢チャレンジ”推進事業補助金、これはですね、地元の青年農業者4Hクラブが中心になりまして、6名の人数で新地域特産

品の開発ということで、トマト、白ネギ、赤牛等の加工を手がけて、特産品の新規開発を図るものであります。これは以前から準備をいたしておりまして、補助の決定が遅れた関係で今回の補正計上となっておりますが、事業のほうはですね、準備のほうは進んでおります。青年農業者が今後、高森町に農産物だけではなくて、六次産業化まで目指した活動の一環として、今回チャレンジ事業を立ち上げております。補助率のほうはですね、ちょっと今手元に資料がありませんけど、2分の1ずつで地元負担を重ねて事業を行うものであります。

以上、ご説明申し上げます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第57号 平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第57号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） おはようございます。

議案第57号でご提案申し上げました、平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

今回の補正は、既定の予算から271万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ11億2,318万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、6ページからでございますが、国庫支出金及び県支出金につきましては、高額医療費共同事業負担金交付決定額が決定したことによりまして、それぞれ135万9,000円を減額するものでございます。

次に、7ページの歳出につきましては、一般被保険者療養給付費でございますが、一般被保険者及び退職被保険者の高額療養費の給付が増加傾向にあることから、退

職被保険者等療養給付費に1,000万円、一般被保険者高額療養費に1,000万円、それから退職被保険者等高額療養費に180万円をそれぞれ組み換えるものでございます。

次に、第10款諸支出金につきましては、平成22年度の特定健康診査等負担金の額が決定したことによります国・県への返還金でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第58号 平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第58号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 議案第58号でご提案申し上げました、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正は、地域密着型介護サービス費など、現在の介護保険給付費の事業状況を精査し、増額補正を行うものでありまして、既定の予算に6,712万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ7億6,050万4,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、6ページからでございますが、第1款保険料につきましては、現年分の第1号被保険者保険料の賦課状況に基づき、3月までの見込みとして206万円を減額、また滞納繰越分につきましては44万5,000円を増額するものでございます。

第3款国庫支出金、国庫補助金、第4款の支払基金交付金につきましては、各事

業の事業見込みにより、保険給付費をそれぞれ増額補正するものであります。

このほか県負担金につきましても保険給付費の増額に伴います施設介護サービス費等の増額補正でございます。

また、第6款繰入金につきましても、保険給付費の増額に伴い、法に定められた一般会計からの繰入金であります。

また、事務費等繰入金といたしまして、介護予防事業費に関連します地域支援事業に対する事務費分を一般会計からそれぞれ繰り入れるものであります。

8ページの繰越金につきましては、決算後の9月の補正予算で計上すべきところでしたが、今回の補正となりましたことにつきましてはお断りを申し上げたいと思います。

次に、歳出の主なものにつきましては、9ページからでございますが、これも歳入の際に申し上げましたとおり、地域密着型介護サービス費等の増額に伴う補正でございます。

保険給付費の介護サービス等諸費につきましては、当施設の実績に基づき、3月までの見込み額として4,095万7,000円を増額するものでございます。

また、10ページの特定入所者介護サービス費につきましては718万8,000円を増額するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第59号 平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第59号、平成23年度高森町簡易水道事業

特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第59号でご提案いたしました、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、水道施設の老朽化に伴う水道本管の漏水及び水中ポンプの取替え等の修繕が上半期に予想以上に発生いたしました。今後、当期の修繕、故障等が増加することに伴う修繕費でございます。

5ページをお開きください。

今回、補正の増額は行わないで、修繕費の200万円について予備費で対応するものでございます。

以上、今回提案しました内容について、概略ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたしまして、説明とします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第11 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第11、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

12月13日から12月18日までは休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、12月13日から12月18日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いをいたしておきます。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前11時05分

1 2 月 1 9 日 (月)

(第 2 日)



## 平成23年第4回高森町議会定例会（第2号）

平成23年12月19日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 請願書採択の可否について

日程第2 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
5番	立山 広滋	子どもの健全な育成と福祉の増進について	①中学校までの医療費助成の推移状況。 ②子どもの出産祝い金の推移状況。
2番	後藤 三治	行政区と別荘地について	①町の総世帯数及び行政区に加入していない世帯数。 ②行政区に加入していない世帯の町の情報伝達の手段。 ③防災無線の設置状況。 ④別荘地に対する町の施策。 ⑤行政区の見直しの考え。
9番	三森 義高	県立高森高校の存続について	①高校存続についての具体策。 ②南阿蘇鉄道の料金等の見直しについて。 ③町教育行政と高校との連携。
3番	興梠 壽一	高森町の農業振興について	①TPPに対する町の対応。 ②今後の高森町新規作物導入。
		固定資産税の徴収について	①固定資産全棟調査。

4 番	芹口 誓彰	有害駆除対策について	①有害駆除ナビシステムの設置状況と今後の利活用。 ②平成24年度の有害駆除対策。 ③箱罨免許。
6 番	森田 勝	大規模養鶏場事業計画について	①これまでの経緯と対応。 ②地域との約束等についての行政責任。 ③町長は前町長の事業で、継続していかなければならないものについては継続していかなければならないと答弁されているが、今後における地域住民への対応。
		高森町政治倫理条例について	①町には政治倫理条例があるが、内容についての町長の考え。 ②町長も対応によっては、この政治倫理条例に抵触するおそれがあると考えがどう対応されているのか。 ③高森町建設業者指名候補推薦審査会としての対応はどうしているのか。
1 番	宇藤 康博	通信インフラ(光ファイバ一回線等)の取り組みについて	①現在までの取り組みの経緯。 ②今後の対策。

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番 宇藤 康博 君  
3 番 興 梶 壽 一 君  
5 番 立 山 広 滋 君  
7 番 田 上 更 生 君

2 番 後 藤 三 治 君  
4 番 芹 口 誓 彰 君  
6 番 森 田 勝 君  
8 番 甲 斐 正 一 君

9 番 三 森 義 高 君

10 番 後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総務課長	村 上 源 喜 君	住民福祉課長	古 澤 建 生 君
税 務 課 長	色 見 継 治 君	産業観光課長	橋 本 和 則 君
産業観光課審議員	甲 斐 敏 文 君	建 設 課 長	廣 木 富 八 君
会 計 課 長	杉 田 則 秋 君	教育委員会事務局長	後 藤 正 三 君
総務課長補佐	佐 藤 武 文 君	住民福祉課長補佐	岩 下 公 治 君
住民福祉課長補佐	阿 部 恭 二 君	産業観光課長補佐	岩 田 秋 広 君
建設課長補佐	安 方 含 君	高森東保育園長代理	熊 谷 優 子 君
色見保育園長代理	瀬 井 類 子 君	総務課総務係長	沼 田 勝 之 君
総務課財政係長	岩 下 徹 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	古 庄 良 一 君	議会事務局庶務係長	松 本 満 夫 君
--------	-----------	-----------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

なお、税務課課長補佐 工藤英二君から公務出張のため欠席届がっておりますので報告しておきます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

#### 日程第1 請願書採択の可否について

○議長（田上更生君） 日程第1、請願書採択の可否についてを議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表のとおり1件であります。所管の総務常任委員会に付託しますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 日程第2 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第2、一般質問を行います。順番に発言を許します。5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

今12月定例会は一般質問者が7名でございますので、早速質問に入らせていただきます。

さて、今年の4月から実施されている中学生までの医療費助成と子ども出産祝い金の推移状況と課題、そして課題があるならその課題に対する取組みについてお尋ねいたします。これは6月定例会でも当時の住民福祉課長への質問があったように、本来は政策判断を伴わない義務的経費中心の骨格予算であるべき選挙前の3月定例会で可決された施策です。このことについては住民福祉課長も当時議会事務局長という立場で中身は十分ご承知だとは思いますが、また、今申し上げました政策判断を伴わない義務的経費中心という言葉は17日、土曜日の熊日朝刊に自民党県連の来年度の予算要望の中で知事の言葉として掲載されていたことも事実であります。まだ、この制度が実施後1年は経過していませんが、早急に制度設計をされた感も否定できません。また、前町長が骨格予算時の議会で提案された施策ですが、現在

の草村町長が言われる子育てで住みたくなる高森町であるならば、取組みの趣旨に関しては同意見が多いと思います。そのあたりをどのように考えておられるのかをお尋ねします。

まず、中学3年生までの医療費助成の推移と推移状況を住民福祉課長にお尋ねします。また、推移状況では細かい数字は答えは要らないです。細かい数字に関しては、可能であれば後で資料をいただけたらと思います。それと、この中学3年生までを助成する制度になって、平成22年度までの助成制度から一体どれぐらい増加傾向になっているのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） おはようございます。

それでは、ただいまの5番議員さんの質問にお答えをいたしたいと思います。

子ども医療費助成の推移状況ということでございますが、就学前の医療費につきましては平成4年度からの事業でありまして、平成20年度からの推移状況を簡単に申し上げますと、20年度が774万3,000円、月平均では64万5,000円でございます。21年度から761万3,000円でございます。月平均に直しますと63万4,000円でございます。平成22年度が628万3,000円でございます。月平均に直しますと52万3,000円ということになっております。過去3年間の医療費の助成額は年々減少している状況でありますけれども、本年度の状況といたしましては11月請求分で12月の支払いでございますが、545万2,000円、月平均に直しますと60万5,790円という状況になっております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） はい。自席から失礼します。

ありがとうございました。確かに、施行1年経過していない状況ですし、申請期間枠があるので明確には答弁できないと思いますが、やはり今から数カ月、冬季に入りますし、もっとも受診が増加すると予想されます。また、来年度の予算等々もありますので、しっかり注視してほしいと思います。

次に、現在までの取組みで制度上問題点があったのか、または課題が出てきているのかをお答えください。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 制度上の問題点ということでございますが、現時点ではですね、制度上及び運用上の問題点につきましては特にございません。ただ、今、

立山議員が申されましたように、今後、病気の流行等に影響されることでございますので、予算の確保につきましては今後の申請状況等を踏まえながら対応していきたいと考えております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） ありがとうございます。住民福祉課長の答えの中で、問題点がなかったということで安心いたしました。

さて、次は町長にお尋ねですが、今後の取組みについてのお考えをお聞かせください。なぜなら、町長は当選なされる前に医療費助成枠の拡大には基本的には賛成だが、私であれば段階的に行うことも選択権の一つと考えるというようなことを言われましたので、そこらあたりをお答えいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

5番 立山議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、私が選挙時に確かにそのようなことを言っておりました。それは特に3月11日の大震災、これがありまして、それ以後のすなわち来年以降の自主財源の確保がどうなのかということを見極める必要性もあるということ、これはなぜなら、一般財源でありながら、やはり交付税に依存している状況ということには変わらないということがありまして、やはりそういうことがあって段階的に行うことも選択権の一つというふうに訴えておりました。しかしながら、私が政策集で上げています子どもの心を育む高森町、子育てで住みたくなる高森町、この部分に関しまして前藤本町長が提案されましたことに関しましては、基本的に同意して、また同意点もほとんど変わらないというふうに思っております。この助成制度自体が子どもの病気の早期治療を促す、これはすなわち健康を保持される健全な子育て育成の一環という大きな目的があります。これはやはり今後の高森町を担っていく人材育成、また新しい人材でもあるという観点でもあります。今年からこのグラフ等にもありますが、中学生までの生徒を対象を拡大したことの効果につきましては、確かに予算の増額はあるものの、反比例、比例でいえば、保護者の負担軽減にもつながっていることに関しまして、私は評価したいというふうに思っております。私の政策集で上げています子どもの心を育む高森町ということ踏まえて、健全育成のこれは理念に基づいて、私は継続的な事業として推進していくことがたいへん重要なことではないのかというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） ありがとうございます。今、町長お答えの中で、継続的な制度事業として推進することが重要とのことですので、今後もしっかりした指導をお願いいたしたいと思います。

次に、子ども出産祝い金についてお尋ねします。まず、推移状況、そして実施後の問題発生の有無についてお尋ねします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） それでは、出産祝い金の支給状況の推移ということで申し上げたいと思います。出産祝い金の支給内容といえますか、第1子が5万円、第2子10万円、第3子20万円となっておりますが、これまでの申請の件数は27件ございまして、現在25件について支給済みとなっております。2件につきましては、住居の期間が不足をしていた、それからもう1件は町民税等の滞納により支給権を満たしていないということで却下という措置をとっております。支給状況につきましては、12月の支給分までの総支給件数、先ほど申し上げましたが、25件ございまして、第1子が9件で45万円、第2子が同じく9件で90万円、第3子が7件で140万円となっております。総額につきましては、275万円ということになっております。それから、問題点等についてはどうかということでございまして、本年4月1日からの運用開始でありまして、現在は状況を注視しながら運用しているところでありますが、支給対象者の住居期間、それから申請の受付の期間、滞納者に対する制限措置、さらには出産後の住居期間等の支給要件等につきましては、今後状況を見ながら再検討していく必要があるというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、課長のほうから27件申請で25件、2件が何か問題があるということでしたけれども、この2件の問題についてももう少し詳細にお知らせ願います。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 現在のですね、制度上での例として申し上げますと、本町に住民登録をされまして、かつ6カ月以上前から引き続き住所を有している方が出産された場合、出産の日から90日以内に出産祝い金の支給申請書と、それから同意書を町長に提出をすることになっております。しかし、子どもの出産の日に

おきまして町税等に滞納があったり、また未納があったりした場合には、支給要件から除外ということで却下するということになっております。ただし、町税等の滞納がある場合の措置として、却下通知を受け取った日から2カ月以内に町税等を完納された場合には祝い金を支給するということになっておりますので、滞納されている方の件については以上の例を申し上げましたですけれども、以上のような形で対処いたしております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） ありがとうございます。今、課長が申し上げられたのは、問題点でもあり、課題点でもあるかと思えます。そこで、他市町村の取組みの状況をお知らせください。これは阿蘇郡市内で結構です。第1子、第2子、第3子に分けてお答えください。お祝いの金額だけで結構です。また、制限や規則、要綱についての有無や内容についても教えていただきたいと思えます。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 他町村の状況ということでございますが、現在調査をいたしております分についてはですね、まず南阿蘇村から申し上げますと、南阿蘇村につきましては、第1子5万円、それから第2子5万円、第3子以降10万円です。それから、ここは条例、規則等の要綱、規定はありません。それから、産山村、第1子10万円、第2子10万円、第3子以降10万円、産山村におきましても条例、規則等の規定はございません。それから、西原村、それから阿蘇市におきましては、出産祝い金の規定がございません。それから、小国町ですけれども、小国町につきましては、第1子、第2子はございませんが、第3子以降が30万円というふうになっております。それから、条例、規則等については制定がございます。あと、南小国町につきましては、出産祝い金の制度がございません。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） ありがとうございます。

今、課長が申し上げられました南阿蘇村が20万円、合計ですね。産山が30万円、小国町が30万円、高森町は先ほど課長がおっしゃったように、第1子が5万円、第2子が10万円、第3子以降が20万円ということで、第3子までの合計が35万円ということで、阿蘇郡市の中でもずば抜けての高額であり、規則、要綱も整理されているという答弁でした。しかし、先ほど答弁があった課題点ともいえる案件も出てきているわけです。そのあたりをどのように考えておられるのかをお尋



ねします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 金額につきましてはですね、阿蘇郡内では確かに最高の制度になっているというふうに思います。ただ、今ご指摘のように、滞納の関係等もございますけれども、金額は高い低いということではなくて、当然、私たちとしては納税の義務というのがございますので、当然そういったところを十分、その方々ともいろいろとお話をお伺いしながら、今後は対応していく必要があるというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 分かりました。

最後に、町長におかれては、先ほどの課題点と思える点についてどのように考えておられるのか、そして今後の方針等をお答えいただきたいと思います。また、前藤本町長が提案された同施策と、現草村町長が提案された敬老祝い金との違いをお答えいただければ、よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員の質問にお答えいたします。

この課題についても今年の4月より施行された条例であり、運用上においているような課題が出てくることも予想されておるわけでありまして。特に先ほど課長の答弁の中にもありましたように、子ども祝い金を含めたところの税等の公平・公正な行政運営はやはりもっとも基本とするところであるわけです。しかし、少子高齢化という状況の中で高森町の将来を担う子どもの成長、育成、これは大きな目標でもあるということには変わりございません。この点を私自身、政策で上げておりますので、この点から考えますと、今後、子どもを出産される保護者の皆さんの経済的な負担の軽減にも大きな効果をもたらすというふうに期待しているところでございます。先ほど一つ前の答弁でも申し上げました子どもの心を育む高森町という基本理念に基づき継続的な事業として推進していくことが重要であるというふうに考えています。

もう1点、敬老祝い金との違いということですが、どちらも住民福祉を支えるための経費であると、また社会保障制度の一環として、高齢者や児童等に対する支援という部分は、私は共通認識ではないかなというふうに思っております。大きな違うところというのは、支給対象者の要件の相違、違いであるというふうに思っております。

また、先ほどご質問の中にありましたが、高森町は確かに阿蘇郡市の中で実施していない市町村もあれば、実施してる中では金額が高いということではありますが、私はこの子どものお祝い金に関しましては、金額が高いからこそ制限を強める必要性はあると、だからこそ今までの執行部もしっかり条例、規約をつくられてきたのではないかというふうに思っております。敬老祝い金に関しては、私個人の考えといたしましては、読んで字のごとく、敬老の敬は「敬う」と書きます。今まで地域に貢献され、長いこと我々高森町に貢献された方に対してのお祝い金という思いが非常に強いということを重ねて申し上げて、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） ありがとうございます。課題等々につきましてもスピード感をもって取り組まれているようで安心しました。また、公平・公正な行政サービスの提供が基本ということでしたので、今後も社会保障制度の一環として、さらなる充実をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君の質問を終わります。

2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） おはようございます。2番 後藤です。

早いもので、今年も残すところあとわずかとなりました。私自身、4月の選挙で議席を与えていただき、同僚の議員さんと一緒にこれまで議会改革に取り組んできたところであります。

さて、今年を振り返ってみますと、本定例会の冒頭、町長さんのあいさつにもありましたとおり、3月に発生した東日本大震災をはじめ、紀伊半島を中心とした豪雨、タイで発生した大洪水と、まさに真の防災体制の整備を考えさせられる一年ではなかったかと思ひます。

本町においても、防災体制の見直しや防災機材購入予算が計上されるなど、その対応を行ってきたところであります。しかしながら、どの対策、対応より必要なことは、情報の伝達にあるのではなからうかと思ひ、今回の一般質問では行政と別荘地ついて質問させていただきます。

ご承知のとおり、本町には32の行政区を設け、日々の暮らしの出来事をはじめ、住民が必要とする情報の発信に努めておられます。町民の皆さまも毎月発行される広報紙や回覧等により、町の出来事や今後の取組みを知る情報紙として大きな期待

をされているところでもあります。

しかしながら、一部の方々が行政区に参加していないことから、このような大切な情報が伝わっていないとの話を耳にします。このような実態を町は把握しておられるのか、また非常時等の連絡をどうされるのか、たくさんの疑問があります。

そこでまず、高森町の現在の総世帯数と行政区に加入している世帯について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） おはようございます。2番議員さんのご質問にお答えします。

平成23年11月30日末の数字でございます。総世帯数2,808世帯、現在、何らかの組織に加入されている世帯、約2,604世帯ということで、200世帯余りの方が組織に未加入という状況でございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） すみません。自席が質問させていただきます。

ただいまの答弁のとおり、200世帯余りの多くの方が行政に加入していないということでございます。先ほどちょっと申しましたけれども、32ある行政区の中で200世帯となりますと、旭通等に匹敵する世帯の方が行政区に加入していないということでございます。なぜこのような結果となっているのか、また、どうして地区に加入されないのか等の調査を町のほうとしては、これまでにされてきたのかについてお伺いしたいと思えます。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 私の知る情報では、そういった調査はされていたというお話はお聞きしておりません。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） これまでにそういった調査はされていないということでございますので、ぜひ今後はですね、そのような調査も含めて、加入に努めていただきたいというふうに思います。特に町部におきましては、住宅にお住まいの方々の加入率が低いように思われます。町では住宅に入居の際、入居の条件として、行政区への加入を促進されていると伺っています。また、その後、本当に加入されているかどうかの確認をこれまでされていたのかどうか、再度お伺いしたいと思えます。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 2番議員さんがおっしゃいますように、町営住宅に入居される際は、その地域の組織に加入していただくようにというお願いは担当のほうからしているところでございますが、その後のいわゆるフォローアップ調査と申しますか、そういったことについては現在やっております。それぞれライフスタイル等違いますし、それぞれのご意見がございますので、そこまで行政が、まあなるべくであれば加入していただいて、先ほど議員がおっしゃるように、いろんな情報も伝えていきたいというふうに考えておりますが、その後の調査についてはまだ実施していないという担当のほうの答えでございました。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 入居の際の行政区の話はしているが、その後の調査はしていないということでございますが、本当にそれでよいのでしょうか。私が思うには、行政の責務で最も大事なことは、すべての町民に等しく情報を伝達する、このことに尽きるのではないかと思います。そこで、町長さんのお考えを伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

すべての町民に同じ情報を伝達する、これはやはり当たり前のことであると、しかしながら、やはり以前からこれは取りただされていた問題であるというふうにお聞きいたしております。確かに議員がおっしゃられますように、やはり目標とすべきは全員に行き届くということが目標である、そういった意味でのことも踏まえまして、私自身は先ほど総務課長が答弁しました中に一人一人のそれぞれのライフスタイルもあるということも非常に大切なことでもあるということも踏まえまして、今後情報の伝達に関しましては、ソフト事業の一環として施策に取り入れていきたい、活かしていきたいという考えをもっていることとして答弁させていただきます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいま町長さんのほうから、今後前向きにですね、加入促進に努めていかれるというお言葉をいただきましたが、それでは現在まで加入されていない方々への情報伝達をどのような方法でされてこられたのかお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） それでは、現在の状況ということでご報告します。

通常はそれぞれの地区に駐在員さんをお願いしまして、いろんな行政文書を配布していただいておりますが、いわゆる今おっしゃっています加入されていない方々につきましては、戸籍係の待合室におきまして回覧文書、広報等が配布できるような体制は整っております。また、特に予防接種、健康診断、その他健康に直接関係するような部分につきましては、これは個別に郵送させていただいております。ただ、先ほどおっしゃいますように、戸籍の窓口にもお出でいただけないというような方々については、そういった行政文書が届かないということは確かにございます。

また、先ほど防災ということでお話がありました。これにつきましては、防災無線等がございますが、あと住民以外の方につきましても、個別受信機につきましては貸与するというようなことで、そういった防災についてのいろんな情報の漏れることのないように対処しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 一部の方には何らかの方法で対応しているということでございますが、そのような対応でいいのでしょうか。身体が不自由な方もお出ででしょうし、車に乗ることができない方もお出ででしょう。また、今言われたような、そのような対応がなされていることすら知らない方もお出でだと思います。私は真剣に対応策を講じる必要があると思っております。ここで一例を申し上げたいと思いますが、行政区に加入していないがために、情報が得られず、本来受賞できるはずの金婚表彰やダイヤモンド婚表彰が遅れた等の話も聞いております。そのようなことが二度とないよう対応をよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、今、総務課長のほうからお答えがありましたけれども、次の質問をさせていただきます。本町には行政区の要所要所に防災無線が配置されております。それと併せ、各家庭に防災無線個別受信機が設置してありますが、その個別受信機を設置する要綱と、現在の設置状況についてお伺ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 先ほどの議員の質問に補足でございますが、町長のほうからソフト事業として今後こういった面については推進していくというお話がありましたし、私どもとしましては、ただいま情報の伝達から漏れている方につきましては、どういったことがいいのかというのにつきましては、これは全庁的な問題でござ

いますので、今後検討していくことにしております。

続きまして、防災無線の設置状況ということでございますが、要綱、要領等はございません。これは申請に基づきまして貸付けを行っておるということで、現在約2,800台が住民の方に貸付けがされているという状況でございます。また、先ほども申しましたが、住民登録がなされていない方につきましても、防災情報でございますので、この点につきましては住民と同じように貸付けを行っているところでございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいまご答弁で2,800台ほど設置しているということでございます。これは先ほどの総世帯数に匹敵する台数であり、各世帯に全部設置してあるのかなと思われませんが、多分この中には学校、それから施設等が含まれているということで、先ほど200世帯ほどが何らかの行政区には入っていないということで、多分そういった世帯には配布してないだろうと予想されます。そういったことでですね、先ほどからご答弁にありましたように、行政区に加入するしないは別として、非常に大事なことでありますので、すべての家庭に設置していただくように強く要望したいと思います。事情により行政区に加入してない世帯についても、町住民税を払っておられる立派な町民でありますし、また等しく情報を得る権利を有していることから、防災無線、個別受信機の早急な設置を望むものでありますし、また要綱は設置していないというご答弁でございましたので、やはり何らかの要綱を設置してですね、対応されるのが必要じゃないかということでお願いをしたいと思います。

次に、広域道路沿いにお住まいの方々、ここでは仮称ですが、別荘地といわせていただきますが、まずはこの別荘地にお住まいの方々についてどのような考えをもっておられるのか、町長さんのほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

仮称であると言われましたが、別荘地の方々についてですが、あえてその姿勢、私の考えを述べさせていただきますが、私は本町に住民登録がある以上は区別もしてはならないし、区別自体もないということが基本であるというふうに思っております。しかしながら、住民登録してない方、この方でもやはり私たちが住む高森町に住んでいるという事実には変わりございません。できれば、今までできなかったことではございますが、私の与えられた任期中に少しでも解決できるように、まずは

第一歩を踏み出していきたいというふうに考えております。その第一歩が今日、2番議員さんからのご質問等々にあったことを踏まえ、慎重に対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 先ほどからの答えの中で、200世帯の中にはその多くがこの別荘地にお住まいの方々が入っておられるんじゃないかと思っております。別荘地の方々が、この高森町にどうして居住するようになったかについてはここでは別に申し上げませんが、先ほどから何度も言いますように、本町に籍を置いておられる立派な住民の方ですので、対応をよろしくお願ひしたいと思います。あるとき、こんな話を聞きました。ある方が会合で別荘地問題の話をしたところ、現在の民生委員の担当地区に別荘地の住民は含まれていない、なおかつ先ほどから申しておりますように、駐在区においても同様で、敬老会の案内等も行われていない状況というお話を聞きます。町は、別荘地の方々をよそ者的に見ているのではと感じた次第です。実際にこれまでの町の執行部の方でそのような発言をされた方もいらっしゃいます。そこで、これまでなぜ行政区への加入や、また新しい行政区の設置を考えてこられなかったのか、再度お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。

先ほどの民生委員さんの話につきましては、私が確認しましたところ、民生委員さんは回っていらっしゃるというようなお話も一部では聞いております。ですから、ただ不在の家庭が多いということも事実であるというふうなお答えをいただいております。それと、今までなぜ実施されてこなかったのかということから申しますと、1カ所は約40戸で今、ねむの里ということです。自主的に組織化していただいて、一つのそういった組織化された、いわゆる別荘地といいますか、新しい住宅地の部分ですね、そういうところもございますので、今後につきましては、そういったことにも、町長が先ほどから申しておりますように、何らかの対応をしていかなければならないだろうというふうに考えています。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 先ほど町長さんの答弁の中でも、私の一般質問を機に今後十分対応していきたいという力強いお言葉もいただきましたので、一刻も早く別荘地の方々と話をさせていただき、旧行政区への加入、また新しい行政区の新設等について

もですね、今後考えていただきたいというふうに思います。

併せて、日々の暮らしの中でお困りのこと、例えば先ほど町長も言われましたけれども、検診問題やごみ問題、消火栓の設置や防火水槽の問題、道路の問題、積雪時の問題等、たくさん問題があることと思いますので、ぜひそういったお話の中で対応できる分については早急に対応していただきたいというふうに思います。

最後の質問となりますが、これまで行政区未加入者の対応ということでいくつか質問してきましたが、私はここらへんで別荘地を含んだ現行行政区全般の見直しをしていただく必要があるのではないかとというふうに考えます。この問題につきましては、以前から反対・賛成等の議論もたくさん出されてきたところでもあります。ちなみに数年前、町は行財政改革と称して、行政区の統合や駐在嘱託員の削減を提案されたと聞いております。しかしながら、あまりにも現状に則していない提案で、大反発があったとも聞いております。私もまったくこの提案には賛成するものではありません。財政が厳しいからといって何でもかんでも削減すればいいというものではありません。

そこで、改めて質問いたしますが、別荘地問題や現在の行政区、下町、旭通、昭和地区、非常に過密状況にあります。そういった地区を含め、行政区の見直しの考え、再度、町長さんにお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から答弁させていただきます。

今、2番議員さんのおっしゃった行政区全般の見直しということでもあります。これは私も先ほど答弁の中で言葉で申し上げました、ほとんどの方がご存じだと思いますが、やはり以前から取りただされている問題でもあるということでもあります。先ほど総務課長の答弁にありましたように、自主的に組織化されたところもございます。また、されてないところもあるというのが現状である、別荘地に関してはですね。また、その組織化されてないことによって、特に別荘地、新住民の方に関しては、行政からの連絡等に関しての支障が出ているということも事実ではないかというふうに認識しておるわけでありまして。そういった意味で、行政区の全般の見直しということを議員さんも強く思われているのではないかと、また私の考えを問われているのではないかとというふうに思っております。しかし、できればですね、この行政区、特に新住民さんの別荘地に関しましては、できれば自主的に組織化を促進することをお願いをしたい、それはもう第一条件であります。それはなぜかと申しますと、行政がやはり強制的にやる部分ではない、やはり自由意志という部分



の兼ね合いという部分もありますので、そこらは慎重に進んでいきたいというふう  
に思っております。また、組織化をされているのに未加入の方もぜひ加入してい  
ただきたいという部分は私自身は思っています。

今後のその行政見直し、すなわち組織のスリム化等々に関しましても、行政で  
できれば自主的に、お手伝いできるのであればしっかりお手伝いをしていき  
たいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） たくさんの質問をさせていただきました。この問題につ  
きましては、もう以前からの懸案事項でございまして、なかなか今日明日に  
どうということはないかな無理だと思いますが、やはり出向いてでもそう  
いうお話をさせていただき、やはりぜひそういう組織をつくっていただ  
くなりながらですね、町へ参加にも努めていただきたいなというふう  
に思います。町民一人一人が同じ情報を共有できる町を目指してい  
きたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願  
いしたいと思  
います。

議会といたしましても、議会だより「絆」の内容を充実し、情報の開示に努  
めているところでございますので、町のほうとしてもよろしく対応をお願  
いしたいと思  
います。これからのまちづくりは、やはり町民一人一人の参加が必要であ  
ります。そのためには私自身、正しい情報をより早くをモットーに、そ  
して町民間のつながりを大切に  
したまちづくりに一生懸命が  
んばる所存でありますので、  
どうかよろしくお願  
いしたいと思  
います。

これをもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。11時5分  
から再開します。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） こんにちは。4年半ぶりの質問ということで、大変戸惑いがあるし、また緊張もしておるところでございますので、よろしく願いを申し上げますと思います。

私は、当面問題になってきます高森町としては避けては通れない、またなくしてはならないという県立高森高校存続についてを議題といたしたいと思います。そのうちの1点、高校存続についての具体策として、まず第1点挙げております。2点目といたしまして、南阿蘇鉄道の料金等の見直しについて、これも関連性がございますので、第2点目として挙げております。また、3番目といたしまして、教育行政と高校との連携ということで、3つの題目に応じて質問をいたしたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

県立高森高等学校、もう60周年をしておるような状況で、もう相当、南阿蘇地域の高校教育の場として、大変重要視されておる教育現場でございますので、その60年間を振り返って少し述べてみたいと思います。県立高森高等学校沿革の内容を少し述べさせていただきます。終戦後、昭和23年4月1日、高森家政女学校跡に阿蘇高等学校、高森分校、また阿蘇南部実科高等女学校跡に白水分校が設置され、定時制分校として総計59名で発足をいたしております。昭和24年4月1日に高森分校、白水分校が合併し、高森分校となっておりますのでございます。それから4年後、昭和28年3月23日、独立昇格をし県立高森高等学校と改名をされております。定員、普通科300名の募集に対し、男子98名、女子92名、総計の190名から県立高森高等学校として発足をいたしたところでございます。昭和33年に創立10周年式典を行い、44年20周年、また46年、定員675名、15学級と、当初の終戦後のベビーブームの中でその当時15学級、各学年5クラスの大変大きな中規模的な高校になっていたところでございます。しかしながら、昭和54年、創立30周年記念式典をやっておりますけれども、このときは定員540名、12学級と減少傾向に転じておるところでございます。また、63年には40周年、平成12年、創立50周年と創立記念式を行っているところでございます。また、先の平成20年、3年前でございますけれども、創立60周年記念式典を挙行了したところであります。そのときに生徒数151名と、大変少ない環境になってきているというのが今の現場でございます。同窓会といたしましても、創立50周年あるいは60周年記念式典においても、高森高校の存在をアピールするなど、側面から支援をしまいったところであります。そのような中に年度は少し前にさかのぼり

ますけれども、平成18年7月4日に県教育委員会より県立高等学校再編整備等基本計画の素案が発表され、阿蘇市での説明会があったわけでございます。その翌年、平成19年に策定をされたわけでございます。第1期整備状況報告書では、分合か、または統廃合基準については、次のようにする。入学者は3年連続して収容定員の2分の1未満の場合は統廃合を行う。19年度から21年度までを前期とし、22年度から24年度までを中期とし、またそれ以後、27度までを後期と指定されております。

高森高校は中期の24年度までの入学者が収容定員2学級の2分の1に当てはまる。そうなりますと、全学年1クラスになるので、当然、統廃合の対象になる恐れが出てきたところでございます。そうならないためにも、今後、高森町、南阿蘇村に限らず、町、村外にも働きかけながら対応をしていかないと大変厳しいのではないかなという状況下になってきたということでございます。

また、少子化に伴い、県内の中卒者数は平成元年2万8,759人、平成18年におきましては1万9,551人、27年度、今後においてですが、1万7,276人、39.9%に激減をするという数字が示されております。高校及び同窓会としてもアンケート等を保護者、町村民ともに配布をし、意見をまとめたことでもあります。一つその中で高森中としては地元の高校だからという温かい意見も出ております反面、熊本市のほうに通っておられる子どもさんが多いというのが一つあります。また、2点目として経済的に安心だからと、地元であればたいへん経済的にも親として保護者として大変安心して預けられるという部分がございます。また、第3点といたしまして、高森東中学校の保護者、子どもさん方にすれば、要するに交通の便が悪いと、当然、寮も今なくなっておりますし、交通の便が非常に悪いというのが大変言われているところでございます。また、第4番目といたしまして、南阿蘇村はどうなのかと申しますと、まず交通の便が悪いというその1点の中で南阿蘇鉄道を先ほど申しましたように、第2点の中に入れておりますけれども、学割等の値下げを強く要望されている。大変学割にいたしましても、南阿蘇鉄道便利性の割には値段が高いということが大変うたわれているところでございます。どうしてもそのようなことを考えてみますときに、分校か統廃合は是非とも回避しなければならない。そのためにもハード面での支援が必要ではないかと、高森町及び南阿蘇村を含めた町村長、教育長様にも要望書を提出いたしたところでございます。また、各中学校校長先生方にもご訪問をし、同窓会としての現状を説明し、協力をお願いをして回ったところでもございます。

各中学校の24年度の卒業生を少し示してみたいと思いますが、高森中学校にいたしましては、24年度卒業生37名、また高森東においては6名、白水中学校におきましては19名、久木野中学校においては27名、長陽中におきまして47名と、合計136名の南阿蘇地域の中学校の卒業生136名という少ない数字の中の卒業生が見込まれておるといのが今の時点でございます。

今までの21年度から23年度までの高森高校への入学者数を少し述べてみたいと思います。これは各町村ごとにお示しをいたしたいと思います。21年度、高森町から高森高校への入学者31名、また22年度入学者数23名、23年度においては18名と減ってきております。南阿蘇村につきましては14名、22年度においては9名、また23年度においては7名でございます。蘇陽町におきまして、21年度についてが2名、22年度について2名、23年度について6名、また町村外、校区外から蘇陽、清和中、またここに示しますが、清和中から22年度において1名来ておられます。また、県外等から3名、その中高森が、今高森高校に在籍しており、高森町の在籍数が現在47名、3年生でございます。それから、現在3年生の人数は47名です。これはもう高森から県外まで含めて、47名が現在の3年生でございます。2年生が38名、1年生が33名です。そこで、結果的には3年生が今47名おりますので、まあ3年生が2クラス、1年生、2年生が1クラスという形で全校4クラスの中で今行っておるといのが現状でございます。

そこで、地元高森町として、今後の存在がいかげなものか、大変このような厳しい状況になってきている。来年度の卒業生、中学校の卒業生が高森高校に40名以上入学していただかないと、当然、全クラス1年生のクラスが1クラスで終わるとい形になります。そうすると、3年生から1年生まで全1クラスになるということで、大変厳しい環境になってきたと、要するに高森高校、あれだけの敷地、あれだけの校舎をもった、施設をもった学校に3クラスの1年生から3年生まで、3クラスで終わるといのが来年度の状況下にあるという環境になりつつあるということをお願いしたいと思います。そこを踏まえて、町長に高森高校のこの中心に位置する高森高校存続のために高森町として今後どうしたらいいのか、今後どうすべきなのか町長にお尋ねをいたしたいと思っておりますので、その点をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 9番議員のご質問にお答えいたします。

その前に、先ほど冒頭のごあいさつをいただきまして、4年半ぶりの一般質問で

あると、私から見れば、非常に政治的に大先輩であられる議員さんであります。私自身の答えが非常に伴わないところを、パンチ力に欠けるところがあるかもしれませんが、精一杯答えたいと思いますので、どうかよろしくご指導のほうをお願いを申し上げます。それと同時に、また高森高校の同窓会、OBの代表者でもあられ、非常にこの問題に関しまして、率直に行動をとられておられますことに関しまして、町長といたしまして敬意と感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

私も実はこの問題を今日、9番議員さんからご質問があるという通告をいただいた時点で、その前の段階で、今日、議会で答弁を後でされると思いますが、佐藤教育長先生が7月7日付けで就任をされまして、私と初めてしっかりお話した懸案事項、要は、町長、こういうことが教育の中でありますよということを佐藤教育長先生から教えていただいたのが7月12日でございます。非常に町長として恥ずかしいお話ではございますが、県立高森高校、これは基本は熊本県の教育委員会の管轄であるというわけでありまして、そこを踏み越えて、佐藤教育長先生から現在の問題点を詳しく教えていただいた経緯がございます。この場をお借りいたしまして、教育長先生にも感謝を申し上げる次第でございます。そういう中で、9番議員さんもすぐに私のほうに実はそうであると、町長もしっかり考えてくださいというご要望をいただきました。

その内容といたしましては、先ほど9番議員さんが経緯の中でご報告されたとおりでございます。平成19年の県教の県立高等学校の再編整備計画の10カ年計画が公表されて、それ以降がいろんな統合が進められている次第であります。そういう中で、まず私が思ったことは、やはりこの高森高校の位置付けという部分も非常に大事であります。特にこの県立高校という部分の問題がありますが、やはりこの高森高校の位置付けを町民一人一人がどのように考えるのかということ、これが一番大事ではないかというふうに率直に思いました。

また、今後の具体策若しくはその高校存続に関しての考えというご質問でございますが、やはり私は当たり前が高森高校が高森にあるという認識はもう皆さんがこれは日常生活の中で町民一人一人が当たり前ではなかったのかというふうに思っております。しかし、改めて今回のこの問題をしっかり考えてみますと、私たちの地域、すなわち高森町になくはならないものだというふうなことを強く感じていることが現在でございます。また、行政も高森高校応援隊という、表現が当たっているとは思いますが、私は応援隊としてしっかり後方支援をしていかなければいけな

い、できる限りの後方支援、考えられるだけの後方支援をやっていきたいというふうに思っております。

この問題が平成19年に、要は県教は公表したわけですが、私は人づくりということに関しまして、非常に効果が見えにくいもの、ハード事業であれば、すぐ建物が出来たり、道路が出来たり、いろんなことで目に見えます。しかし、この人づくりという部分、特に教育という部分に関しては年数が必要であると、これは即効性があるハード事業も中にはあるとは思いますが、しかしながら、基本的にはやはり前の世代から取り組んでほしかった、またその危機感ということをどのように捉えるのかということも議論、若しくは一方通行ではなく、リベートの形式でしっかり議論すべき問題ではなかったのかなと思っております。しかしながら、現状を9番議員さんの経緯の説明の中にありましたが、3年連続定員割れ、基準の定員割れをすると、その土台に乗せられるというこの県の大きな基準がございます。来年以降、今年も含めまして、先ほど申し上げましたように、行政も高校の応援を、後方支援、応援隊としてやっていかなければいけない。また、今後は具体的にお話をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい。ありがとうございます。町の長として、町長として、応援隊として頑張っていきたいというようなお言葉をいただき、大変感謝しているところでございます。その応援隊の町の行政として、高森町にある高森高校が存続するために今後どうしたらいいのか。私は、要するに先ほどアンケートの中を少し申し上げたところでございます。それは何を申したいかと申しますと、要するに交通の便、あるいは時間的な部分が相当含まれております。交通の便と申しますと、要するにスクールバスがあるわけではなし、高森高校に通うためには高森町といたしましては高森東がでございます。その地域から高森高校に来るための手段がまずないというのが一つの問題点、それをどう今後対処するのか、そういう中で高森東から高森高校に通ってくる術がないというのが一つの問題点。高森町内あるいは色見、上色見と、町内区を見ますと、ある程度、中学区域の中に入っておりますけれども、高森東にいたしましては、草部南部あるいは野尻地区から通ってくる、そのための交通手段がまずないと、なかなか時間的な問題点も出てくるというものがございます。そこらあたりを考えた中で、どう対処すべきなのか、そこらあたりまで含めて、今後、高森高校に高森中学校、高森東中学校の生徒さん方が少ない人数の中で少し

でも多く高森高校に来ていただける環境をつくる必要性あたりを今後とらえて考えていくべきではないのか、そこらあたりをまず第1点として町長にお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席より答弁させていただきます。

まず、9番議員さんの第1点、これは公共交通の問題であると思います。中央小学校、若しくはもちろん山東部の東からですね、中学校から通学ができる形をやらなければいけないことに関して、これが問題点となって、どうすればいいかというご質問だというふうに思っています。現実、私も高校の校長先生のもとに、この問題を、課題ですね、私自身が理解した後に2度ほどお伺いをいたしまして、先ほど9番議員のご指摘どおりのことを学校側のほうも痛感しているということをおっしゃいました。利便性の悪さと通学費用の問題等々もお聞きいたしております。また、それと同時に、これは同窓会が主体になられて、特に会長さんが主体となられてされたと思いますが、やはりアンケート、これは非常に実際、住民にとって問題意識の共有という部分、そしてそれに対して真剣な答えが返ってくる一つの手段としては非常に効果があったのではないかというふうに思っております。そのアンケートの中でもそれが表されたということでございます。

ここで過去のことを私自身も教えてもらい調べてきましたが、昭和58年に高森高等学校通学等奨学金支給要項というものが制定されております。これは当時の執行部の方、また職員の方でやられたんだと思いますが、これは非常に立派な内容でした。バス通学3カ月間の定期の2分の1の補助と、第2点目は寮生が1カ月1万円の補助をいただけたということでございます。しかし、先ほどご質問の中にもありましたが、寮がもう今はないということと、現在では通学できる交通機関がないと、今の問題点でございます。そういうこともあり、この制度は現在は利用されていないということでもあります。先ほど、最初のお答えの中で述べましたが、高森校高校の存在は非常に大きいものでございます。今後こういった分に関しましての具体的な支援策を検討していくと先ほどお答えしましたが、その中で私はまずこのせつかくいこの支給要項が制定されておりましたので、要項の改正も含めまして見直しですね、を第一歩として行いたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい。ありがとうございます。

まず第1点、今の今後改善したいということでございます。そういうせっかくの条例で定めております根拠がもう今は通用しないと、そういう使われていないということになりますと、その部分が形としてはありますけれども、有名無実の条例になっておるといようなことでございます。それに代わるものを今後どう示したらいいのか、そこらあたりを特に行政側としてどう示すのか、そこが一番の今後課題ではなかろうか、そして子どもさん方が一人でも多く高森高校に来ていただくという、そういう土壌を、土台をつくるのも行政の一つの役割ではなかろうかというふうに考えておるわけでございます。小学校、中学校にいたしますと、いろいろな手当、いろいろ定めておりますけれども、高校になりますと、高森町にありますけれども、あくまでも県立高校でございます。町とは関係がないようにも見えますけれども、町としてはその町の子どもたちがその高校に上がって行って、またその卒業生が町にどれだけ還元をしていただけるのか、それも一つの財産として残していく必要がある。まあ当然、この庁舎の中にも高森高校の卒業生が相当数入っておられます。そのような人材育成の場でもあるわけでございます。そこらあたりを考えますときに、ただ単なる県立高校ではなく、高森町の一つの施設として、一つの学校として見ていただけるような、今後、町の配慮をお願いをいたしたい。それが高森高校、この厳しい環境の中で、少子高齢化の中で、大変厳しい環境の中でどう位置付けで、高森高校を存続されていくのか、それが一番の課題であろうというふうに考えておるわけでございます。幸いにも学校側の強い協力もあって、町村、南阿蘇、高森町以外からも、蘇陽は阿蘇郡区でございましたけれども、19年度、今度からは、要するに中期からは、もう要するに県中央区、要するに市内区に入りました。もう要するに上益城郡ということで、もう要するに市内の学校という形でございます。もう3区割りになりまして、阿蘇郡から荒尾、玉名、あちらのほうはもう要するに県北区、それから市内が県中央区、それから天草から人吉にかけては県南区と3分割をされたということで、そこが要するに校区内という見方になるわけでございます。そういうことで、昔の阿蘇郡、また菊池郡、大津は関係ないけれども、阿蘇は一つであったというような時代ではなくなった、もう大きな3分割の中で運営をしていくというような状況下になってきておりますので、大変厳しい環境にあるというのが現実でございます。そこらあたりを踏まえていきますと、大変厳しい環境でありますけれども、支えていくのはもうあとは各南阿蘇村、高森町を中心とした行政が本腰、力を入れていかないとならないというふうに考えております。また、その教育についての中身については、また後ほど教育長のほうのお尋ね



をするものがございます。

それから、第2点目といたしまして、特に南阿蘇鉄道、この料金等の見直しということで題目に挙げております。それは何かと申しますと、先ほども当初申しておりますように、特に南阿蘇村、これは町村長、学校に本腰での要望をいたしております。要望書提出もいたしておりますし、中学校においては高森高校への募集の願いを、入学をぜひともしていただけるような環境をつくっていただくということをお願いしてきたところでございます。その中でアンケートとその言葉の中に出てきますのが南阿蘇鉄道の存在、これが非常に出てきておるとというのが現実です。それは何かと申しますと、大人、高森から立野まで470円、これについては要するにお年寄りが、これはお年寄りにかぎって申しますと病院とかいろいろな通院するのに非常に高いと行き戻りだけでも結構かかる、その上に要するに交通の便が悪い。立野から乗り換え乗り換えで市内まで出て行かないということが申されております。それから、一つは要するに先ほど申しましたように、バスと南阿蘇鉄道しかないというのが一つの部分でございます。南阿蘇地域の保護者が申しておられますことは、どうせ金を出すなら、もう大津のほうに通わせてがいいと、市内のほうに出したほうがいいのかという意見が多いというのが非常に多かった。まあそればかりではないかもしれませんが、そういう部分が多かったというのが非常に出ておるとというのが今の現実でございます。南阿蘇鉄道第三セクターで高森だけの問題じゃございません。これはもう南阿蘇鉄道の要するに第三セクターの会長は高森町長であろうかと思えます。そういう部分を今後その中で、それを踏まえて対応を考えていただくというのも一つの必要性、その前に、またこのような料金等のお話があるのかないのか、特に担当課長にまずお答えを願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えいたします。

南阿蘇鉄道の料金改定についての要望等については、私のほうには上がっておりませんが、先ほど議員が言われましたように、立野駅、大津駅、そのあたりの乗り換えの問題については、ご存じのように、もうかなり前からですね、そういった要望が上がっているのは事実でございます。これにつきましては、JRのほうにも、阿蘇郡の市町村長会、そのへんを通じて要望されておりますけれども、なかなか進まないのが現状でございます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） たいへんありがとうございます。

今、申されたように、料金等については要望も上がっていないということでしたが、これはあくまでも保護者の気持ちでございます。要するに、学割にいたしますと、月1万2,690円、約1万2,700円ほどかかるということでございます。そういうことで、負担的なものをまず言われます。そういうことを踏まえると、大人の470円が高い云々は別にして、学割等の見直し等は早急にする必要があるのではないか、要するに市内の学割は結果的には白水から通われる人は市内に行くにも学割が安くなるというような考えがいたしますけれども、それはそれとして、やっぱり学割等の見直しをする必要があるのではないか、そのあたりを単刀直入に町長のほうにお尋ねをいたしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 9番議員のご質問にお答えいたします。

まず、南阿蘇鉄道の料金の見直し、これに関しては先ほど総務課長が答弁いたしました、いろんな乗り継ぎの問題等々での要望は上がっているということでした。しかし、今回、同窓会のほうでもなされた、主体となってなされたというふうにお聞きいたしておりますが、魅力ある高森高校をつくるためのアンケート、先ほども申し上げましたように、そのアンケートの結果の中でこの定期代、要は通学代の問題が非常に取り上げられていると、また高森高校の校長先生も言っていたように、保護者の皆さんの意見も非常にそれが多いうことに関しまして、必要性は確かにあると思います。しかしながら、先ほど9番議員さんのおっしゃいましたように、私は南阿蘇鉄道の代表でございます。ここでちょっと一端だけをまとめてみました。ご紹介させていただきますが、南阿蘇鉄道を短縮して、すなわち南鉄の経営状況ですが、平成22年度は職員の努力が非常に生きた形で、前年比が104.6%となっておりますが、依然厳しい状況、経営状況には変わりございません。そして、9番議員の質問の中にありましたように、この第三セクターといたしまして、高森町を中心に南阿蘇村、山都町、西原、大津及び阿蘇南部農業促進協議会、すなわちJA阿蘇の出資で運営されているということでありまして、先ほど申し上げましたように、経営状況が厳しいこと、利用者が少ないが出資をお願いしていることを考えますと、近隣町村の特に南阿蘇村以外の理解を得ることはかなり難しいのが現状ではないかというふうに思っております。また、それと同時に、南阿蘇鉄道の料金はJR九州と私は比較してみましたが、利用される方の負担が大きいということは、こ

これは私自身、会長として数字的に理解いたしております。特に先ほども申し上げましたように、この県立高森高校の存続の取組みの中で、通学に対する負担が大きいことが、さらに今回問題になってきているということも重ねて認識しておることをお伝え申し上げます。先ほど申し上げましたように、南阿蘇鉄道に関しましては、料金改正が現時点では現、今日ですね、今日までの時点で非常に状況的に厳しいという中で、しかしながら、高森高校の通学生に対しましては、別途ですが、南阿蘇村と、また保護者等の負担軽減になるように南阿蘇村と協議を行いたいというふうに私自身考えておりますことをご報告させていただきます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい。ありがとうございます。

大変前向きな発言をいただきまして嬉しく思っているところでございます。その点を特に強調していただき、南阿蘇村も同じ課題でございますので、その点はよろしく今後お取り計らいいただきますようお願いをいたしたいと思っております。

それから、第3点、教育委員会と高森高校との連携についてということで、教育長のほうにお尋ねをいたしたいと思っております。まず、小中高連携でN I E、教育に新聞をとという活動を進めている教育委員会と高森高校が、11月24日、熊日と児童生徒の言語活動充実を目指す新聞活用に関する協定を結んだということで新聞に大きく載せられてございます。大変このようなことは県内の自治体の県教委と熊日のN I E協定は県内4例目ということで、高校も締結に加わるのは初めてとの報道を見て、大変嬉しく、また有難く思っているところでもございます。今、高森高校はスポーツや勉学等に非常にがんばっております。皆さん方もご存じのように、先の高校総体では九州大会はもとより、全国大会までも出場する活躍は、小規模校でもやれるんだ、またできるんだとの希望がもてたのではないのでしょうか。昨年度においては、南九州大会までも9名ほどの高校生が出演しておるということで、大変スポーツにおいても優秀な、人数の割には大変優秀な力を出しておるというのが現実ではなかろうかと思っております。また、特に年1回行われております体育祭、これについては皆さん方も相当お見えになられておると思っておりますけれども、この体育祭は保護者、また地域の方も相当見学者も多くなっておる、そのような体育祭が示されておる。本当に学校が子ども主体の中で、生徒主体の中で大きく活動している。その場が提供されておる。それが体育祭の中で示されておるという一つの事実、それが大変好評でございまして、県次長クラスまで見学に来られるという状況でございます。また、特に勉学においては、昨年熊大教授との連携をしながら、国公立大

学にも4名ほど合格、また就職においても100%に近い就職率、本年も九大をはじめ、国公立大に合格との朗報が入っております。県立高校再編整備等基本計画の中で新しいタイプの学校づくりの考え方として、県立高校の再編整備を進める中で、生徒の長所・短所等を見極めながら、併設型の中高一貫教育高、普通科等を発展させたような総合学科や総合選択制といった新しいタイプの学校の導入や適正配置を進めていく、なお法で規定された中高一貫教育だけでなく、近接する中学校と高校との間で、教師間で生徒に教えるといった中高連携を推進するとうたっております。私は、中高連携の中で教師もお互いの派遣事業が積極的にできないものだろうか、できることから少しずつでも取り組めば、中高の連携、またレベル等の向上はお互いに上がってくるという気がいたしているところでございます。そしてまた、中学校と高校との子どもさん方のつながりもまた大きくできてくるというようなことも考えられます。それについて、今、示しましたように、その中の一環を、教育長のお考えとしてどのように考えておられるかの一端をお示しいただければ有難いと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 9番議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、県立高森高等学校は県教育委員会の管轄でございます。高森高校の存続に向けまして、県の教育委員会との連携パイプというのをしっかり確保しまして、情報収集等に努め、後方支援をしていきたいと考えています。

町の教育行政としましては、高森町の高校として連携をですね、より図っていききたいというふうに考えているところでございまして、今、議員お話いただきましたように、11月24日には熊日とNIEの協定をいたしました。これは高校も高森町の大きな教育財産だということで、高校の校長先生にも呼びかけをいたしまして、高校とともに協定をいたしました。高校がこの協定に入るというのは初めての事例でございまして、県内からも非常に注目をされているところでございます。また、併せて同日、実は蒲島知事が高森中学校で知事の出前ゼミということで、中学生を対象に『余命限りなく』というお話をされました。その折も町内の6年生全員、そして高森高校の1年生全員にも呼びかけをいたしまして、町の財産であります小学生、中学生、高校生一緒になって知事の話聞く機会を設けております。このようにして、高森町の教育を考えた折に、高森高校の存在ということは大きな位置付けでございまして、私のほうで今計画を進めております高森町新教育プランの柱に高森町教育システムという中にこの高校というところの点を大きな存在をもって今の

計画を進めているところでございます。

先ほど申されました中高一貫校、それから中高連携ということにつきましては、県の教育委員会の管轄でございますので、今後、そういったことがどこまでできるのか、何ができるのかということは、積極的に考えていきたいと思いますが、一例だけ申し上げますと、現在、高森中学校の技術科の先生が高森高校で情報教育を教えております。また、高森高校の家庭科の先生が高森中学校で家庭科を教えていると、いわゆる県の教育委員会が兼務辞令発令をしております、それぞれの学校で足りない教科を補完し合うという形で進んでおりますので、こういった制度等もございますが、まずはそのたくさん子どもたちが高森高校にですね、入って、そしてその力が大きくなるということがまずは先決じゃないかなあということを現時点では思っています。そういった意味から、学校で行われています進路指導を行っているわけですが、進路指導の原則は現在行きたい学校に行くということが大前提でございます。したがって、高森高校が町民の方々、児童生徒にとって行きたい学校となるために、そのためにはやはり今お話がありましたように、高森高校の魅力アップというのが原則ではないかというふうに私考えております。今お話がありましたように、私就任しまして、高校の校長先生、また今ありました体育祭等々ですね、高森の高校を見ておきますと、高森高校は小さな学校だからできる大きな教育ということをスローガンに掲げてありまして、進学、就職、生徒指導等々にですね、たいへん成果を上げているということは、私も肌で感じてきております。校長先生を中心に本当にこの高森高校を存続させて、盛り上げたいという気持ちが本当に伝わってまいります。したがって、私どもも盛り上げて、やはり支援していかなくちゃならないということを併せて感じたところでございます。

また、行きたい高校というのは、そういった高校の魅力と同時に、もう一つ、やはり経済的要素というものもあると思います。今後、行きたい高校としての高森高校となれるようにですね、町教育行政としても精一杯支援をしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

- 議長（田上更生君） 9番 三森義高君。
- 9番（三森義高君） 大変良い答弁をいただきました。教育長就任以来、本当に教育面での動きと申しますか、今までの実績をもとに、いろいろな形、幅のある教育行政の中に踏み込んでいかれておりますことは事実でございます。そういう点を今後大いに発揮されて、高森町の子どもたちはいかに高森町に残って勤めができるのか、

またいろいろな形で働けるような人材になれるのか、それはこれからの教育行政のあり方ではなかろうかと思っておりますので、その点を含めてよろしくお願いを申し上げます。

以上、3点について質問をさせていただきましたけれども、大変冒頭に申しましたように、4年半の空白がございまして、なかなか取りとめのない話をしたかとも思いますけれども、今後、町として、また教育行政として、今後どうあるべきか、その姿を原点にもどって、これからの教育現場に皆さん方と一緒に足を向けていけたら幸いかと思っております。その点を含めてよろしくお願いを申し上げます、私の質問を終わりたいと思っております。お世話になりました。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。午後1時に再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 3番 興柁です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私のほうからは、まず農業振興についてお尋ねをさせていただきます。現在、高森町の農業振興につきましては、毎回、一般質問等をされておりまして、高森町の基幹産業である農業所得の安定化は最大の関心事でございます。農業の振興なくして本町の発展はあり得ないと言っても過言ではないかと思われま。

そのような中、政府は参加を検討しているTPP（環太平洋経済連携協定）交渉への参加反対については、以前、高森町も意見書の採択を行っているところでございますけれども、先日、熊本県の試算によりますと、もしこのTPPに参加した場合、熊本県の農業生産に与える影響は37.6%減少すると試算をされております。現在、高森町の平均所得が、平成20年度で163万円であり、農業総生産額は7億7,600万円、1戸当たり約130万円でございます。単純に先ほど言いました減少率を当てはめると、総生産額は約2億9,000万円ほど減少いたし、4

億9,000万円になります。また、1戸当たりの平均所得は100万円を割るといようなことになります。全農家にこの数字が当てはまるとは思いませんが、しかし、もしTPP参加となれば、農業に与える影響は計り知れないものがあるかと思われます。絶対阻止をしなければならないと考えております。

そこで、町長さんにお尋ねをしたいのは、TPP参加交渉につきまして、町長さんのお考えをまず伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

環太平洋経済連携協定、すなわちTPPの交渉参加について、国の交渉参加について、町長としての考えというご質問であるというふうに認識いたしております。先ほど3番議員さんがご質問の中で言われたように、その高森町に値するこの計算の数字を見るだけでも非常に深刻な問題であるという認識は変わりありません。まず、私の一つ政治的なスタンス、そして政治を志している人間としての気持ちの部分で、TPP、もう一つはよく議論されるFTAですね、その3カ国協定、これは政治的な案件として取り扱って議論を進めていく形に関してはいかがなものかというふうに思っております。政争の具にはいけないということでございます。その上でお話をさせていただきます。広域の自由貿易兼構築を目指すTPP交渉は9国間でアジア太平洋地域における自由化を目標に非課税分野や新しい分野を含む包括協定として交渉が行われているというふうにお聞きいたしております。我が国を含めた4カ国が参加の意向を示しているという、今後の動向が非常に注目されているわけでありまして。このTPPに関しましては、農業関連だけではなく、交渉分野は広域かつ総合的な協定であり、例えば食品安全、医療、労働、投資も含めて多くの分野で影響を及ぼすことが懸念されているわけでありまして。私といたしましても、今後の動向を注意深く観察し、交渉参加にいたった場合には我が高森町の産業に与える影響に対処していかなければいけないというふうに思っております。これは交渉参加にいたった場合には、必ず国からのいろんな形が下りてくると思います。そのときに常にスピード感をもって行動ができるようにこの国の姿勢にしっかり注意深く見守っていかなければいけないと、私自身はそういうふうに現時点で思っております。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 先ほども政争の具にはならないというのが町長の答弁の中にありましたけれども、お隣の韓国では輸入自由化を推進した政党が敗れるという

ような現象も起きてきております。輸入自由化についてですね、いろいろな考え等ございますけれども、先日の未曾有の大震災、原発事故からの復旧・復興が最優先されるべきだろうと、今現在、私は思っているところでございます。国内の産業の農業、両立しないとは言いませんけれども、T P Pの参加に向けた検討はですね、見直す余地があろうというような考えでおりますので、どうか行政のほうの対応も積極的にお願いをしたいと思います。

また、野尻、草部におきましては、高森町の面積の7割を占めるといわれます。しかし、ここ10年の人口の減少率は21%に上るようで、もしですね、T P P参加となれば、生産意欲がなくなり、この人口の減少率、また先ほど言いました農業所得の減収によりまして、離農者は増え耕作放棄地の増大に拍車をかけることになる、これがまた集落がなくなる可能性があるかと思念されるところでございます。

そのような中ですね、長年たばこを耕作された農家がたばこの耕作を来年やめられるというような方がかなりおられると聞きます。高森町としまして、新規作物等の導入によりまして、輸入物に負けない足腰の強い農業を目指す必要があるかと思えます。そして、安心・安全な高森町のブランド、農産物の開発が必要かと思われれます。併せて、行政といたしまして、先ほど言いましたT P P加入した場合ですね、所得減少に対応する対応、それから支援策、今後どうされるのかよろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） こんにちは。3番議員の質問にお答えいたします。

ただいま議員の言われましたとおり、まさに足腰の強い農業、安心・安全な農産物の栽培が今後の農業の望まれる大きな課題だと認識をいたしております。3年前に新規作物といたしまして、白ネギの栽培が始まっております。今年の9月にJ A阿蘇、白ネギ部会が発足いたしまして、部会員は5名、全員が高森町の農業者で構成をされております。九州内でも高冷地での栽培は珍しく、大いに期待される所です。まだまだ生産技術の面や集出荷に関しまして課題があり、今後J Aと関係機関と連携をとりながらですね、技術の向上、産地拡大に向けて、町として支援をしていきたいと思っております。また、今、ヒゴムラサキが高森のブランド化として定着しつつありますが、平成15年に栽培が始まって以来、赤ナスの新種ヒゴムラサキにつきましては、生産者、町、県、J A等によりますナスの単価向上、生産農家の経営安定を目的に、ヒゴムラサキブランド化研究会を設立いたしております。大都市圏での販売促進活動や料理レシピの開発、産地における消費者との交流活動



などを行ってまいっております。その結果、平成19年と平成22年を比較してみますと、キロ単価で平成19年が175円だったのが、平成22年には219円、ケース単価で申しますと1,225円から1,529円と成果が出てきており、ブランド化が進んでいると思われまます。

今後につきましては、新たな生産者の育成、また産地拡大に向けた取組みが課題となっております。先日、高森町におきまして、阿蘇郡内の青年農業者によります日頃の活動やプロジェクト活動の取組みについての発表会が行われております。親のやってきた農業とは違う新たな作物に取り組む者や経営分析に関する事項など成果が報告され、活発な意見交換がなされております。この中で高森町から青年農業者によります地域づくり“夢チャレンジ”推進事業の取組みについて活動報告がっております。地元で生産された農畜産物の特産品づくり、つまり六次産業化に向けた取組みについての報告がなされ、高い評価を受けております。

このように幅広く農業を展開していくことも重要だと思っております。今後につきましては、たばこの廃作者等も含めまして、今現在、阿蘇管内で露地物、施設物等の作付けされています作物等をですね、お示しいたしながら、新たな作物の産地化に向けた支援をしていきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 3番 興柕壽一君。

○3番（興柕壽一君） ありがとうございます。

今のお話では、3年前から白ネギ等、いろんな各種の団体と協議しながらまい進されているということでございます。先ほど言いましたように、山東部ではですね、耕作放棄地の増大がかなり進んでおります。早急にこの対応をお願いをしておきたいと思っております。TPPについてはですね、いろんな職種の方で賛否両論あるうかと思っておりますけれども、農家にとっては死活問題であろうと思っておりますので、我々も真剣に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしく今後ですね、検討方をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、固定資産税に関わります家屋全棟調査についてお伺いをいたします。現在、高森町の自主財源は平成22年度決算におきまして、全体の18.1%であり、前年に比べて0.6%減少しております。自主財源の確保が急務となっておりますのでございます。そのような中で高森町では8月から家屋全棟調査を実施されております。この調査につきましては、先日ですね、全国では先駆けた取組みとして、全国に向けて報道特集が放映され、高森町が紹介をされております。この全戸家屋調査につきましては、地方税法でですね、固定資産税の課税について、毎年、現地調

査を行うと定めておりますが、今までですね、どのような調査がなされてきたのか、また8月から実施されております家屋全棟調査の目的、それから調査報告についてお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） 3番 興柁議員の質問についてお答えをいたします。

今回の調査につきましては、これまでも調査の必要性が問われ続けてきましたけれども、昭和60年から61年にかけての調査を最後にですね、担当職員数の減少や予算上の都合から長年先送りされてきておりましたけれども、税務行政全般、特にですね、課税における公平性及び均一性を図ることで、住民の方々への説明責任を積極的に果たせる必要性を感じまして、今回の調査を実施したものであります。

全棟調査の目的及び内容でございますけれども、町内に在住するすべての家屋を把握いたしまして、家屋課税台帳との照合による家屋の特定、または柵毎を確認いたしまして、これを修正することです、本町の固定資産税の課税の適正化、均一化を推進いたしまして、課税の公平性を確保することを最大の目的として行ったものであります。このことはですね、町長の重要な施策の一つとしても上げられておまして、最大限の緊張性とスピード感をもって遂行するようというご支持を仰いでいるところでもあります。

次に、調査方法でございますけれども、航空写真上での家屋の形状が確認できたものと、家屋課税台帳の照合により課税台帳に登録されていない任意評価物件を抽出するとともに、逆に課税台帳に登録されているのに家屋の形状が確認できない、いわゆる滅失の届けがなされていない物件を1棟ずつ確認する作業を行いました。この調査は、全調査の内容からいきますと、一次調査と位置付けられているものでありまして、一次調査の具体的な結果といたしましては、今回調査対象となった家屋のデータの総数は1万241件となっておりますところでございます。今回ですね、さらに精査が必要な対象物件は1,901件となっておりますところでございます。

今後でございますけれども、一次調査の段階において抽出されました未評価家屋の家屋額決定作業、二次調査の実施とともに滅失家屋の届出がなされていない所有者の方々に対する届けの周知徹底を図りまして、平成24年度中に固定資産課税台帳への登録及び修正をした上で、平成25年度からの課税額の反映を目指しているところでございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 既にですね、固定資産税が課税されている家屋との均一制、そ

れと法令で適正な評価及び課税を目指すということですがけれども、昭和60年、61年から約20年ですか、現地調査がなされていなかったと、今まで20年間の間はこの均一制、公正な適正な評価、これはどのような形でされていたのかをもう一度お尋ねをしたいと思います。

それからですね、今後ですね、同じような全棟調査は毎年なされるのかどうか、この点をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） お答えをいたします。

固定資産税につきましては、賦課期日となりますのが毎年1月1日でございます。町内に土地、家屋、償却資産を所有している方に対して、その固定資産税の評価をもとに決定した額を課税するものでございます。課税の基準となる額につきましては、毎年3月31日までに決定をいたしまして、4月1日から5月末まで縦覧期間を設けて、その間に不服等がある場合については納税通知書等の交付を受けた日から60日間で審査を申し出ることとなっておりますので、現在のところ、そういう届けは出てないところでございます。

それから、税法上は毎年調査することになっておりますけれども、金額的にかなりかかりますので、最低限のですね、評価替えが3年でありますので、3年に1回ぐらいはですね、実施をいたしまして、最新のデータで課税をしたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 先ほどの答弁の中です、この調査におきましては未評価、それと増改築等が判明した場合は20年度の分からの課税を行うということで、先ほど答弁がありましたけれども、遡って課税されるというようなことはないのでしょうか。また、課税についてはですね、事務的に大変複雑で負担がかかるというようなことで報道もされておりましたが、今後どんな方法で評価されるのかご説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） お答えをいたします。

先ほど申しましたように、賦課期日となるのが毎年1月1日でございますので、遡りはいたしませんので、今後ですね、その発見した段階です、調査をいたしまして課税したいというふうに思っているところでございます。

今後の課税の方法ですかね。先ほど申しましたように、今、全棟調査が終わりま

したのが一次調査でございます。今後、二次調査が出てくるところでございます。二次調査につきましては、その建築当時の価格を査定したりですね、経過年数や物価上昇率とか、各基準における基準価格の補正率などを考慮しながらですね、高度な専門知識も必要でございますので、そこについては専門機関への委託も検討したいというふうに思いますし、そのときにはですね、また予算等も必要ではないかと思っておりますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（田上更生君） 3番 興梶壽一君。

○3番（興梶壽一君） テレビの放映の中では、推定で高森町の家屋は約8,000件であり、そのうち1,000件が課税対象ではあるのではないかと報道されました。それは課長のご答弁では約1万件ですか。それから1,900件ほどの課税対象があるのではないかとというような説明を受けました。現在、その調査の進捗状況、それから1,900件のうちですね、課税対象と申しますか、その対象がどのくらいあるのか、このご説明をお願ひしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） お答えをいたします。

家屋の番号の不明がですね、先ほど言いましたように、1,901件でございます。航空写真を参考にして台帳との照合性をしておりますけれども、この前調査に行きましたところですね、上からの写真でございますので、ビニールハウスあたりも家屋のように写っているところがあります。その分については対象から外さなくてはいけないと思っておりますので、1,900件の中ですね、課税客体と非課税の客体ですね、業者のほうに聞いたところによりますと、経験からいきますと半分ぐらいが課税対象になるんじゃないかということでございます。その中ですね、その1,000件のうちで課税台帳表に登録されて税額等が発生する、または変更があるかもしれないというのはですね、そのうちの2割から3割だというふうに思っているところでございます。

○議長（田上更生君） 3番 興梶壽一君。

○3番（興梶壽一君） それからですね、新しく課税対象として見つかった家屋等についてですね、納税者との連絡と申しますか、通知はただ課税納付書、それのみで送られるのか、どういう形で納税者との連絡をされるのかですね、そのあたりもちょっとお願ひをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） 新たに調査対象になったところにつきましてはですね、3月

までにですね、詳細にですね、課税義務者のところに郵送しておるところでございます。それをもとに税額を徴収しているところでございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 新しく見つかった家屋については専門調査員に委託されるということですが、費用対効果についてですね、この調査によってどのくらいの増収等が見込まれるか、ある程度計算されておられましたらですね、お願いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） お答えをいたします。

あくまでも概算でございますけれども、まだ調査途中でですね、正確な数字はちょっと分からないですけれども、先ほど申しましたとおり、2割から3割の中で、2割、250件ほどがあったときにですね、未評価の家屋の課税平均がですね、聞きましたところ、1件当たり6,000円ということでございますので、250件あったときに150万円程度の増収が見込まれるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 費用対効果のほうはどんなでしょうか。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） 歳出のほうでございますけれども、今詰めの状態にきておりましてですね、歳出につきましては今度の新年度予算までにはですね、正確な数字を上げたいと思いますけれども、未調査につきましては約1,000万円ぐらいかかるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 当初、自主財源の確保については、急務を要するというようなことで申しあげましたけれども、新規にですね、課税される対象者につきましては、トラブル等が発生しないよう丁寧な説明をお願いをしておきたいと思っております。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問の中に補足をさせていただきます。

今回の調査は、まず非常に大がかりな調査であるということをお大前提といたしまして、先ほど税務課長のほうから、昭和60年から61年以降は職員数の減少や予

算の都合上で先送りされていたと、それから20年間は何もなされてなかったのかというご質問がありましたが、税法では毎年1回現地調査を行うということになっております。すなわち高森町は61年以降も職員や駐在員の方々をお願いを申し上げまして、調査自体は少しずつ進めてきていたわけですが、税務課長がお答えしたのは、今回のような大がかりな調査ということは今まではできなかった、そして今回が初めての、あえて言いますならば、久しぶりの取組みであるということとを補足させていただきます。

○議長（田上更生君） 3番 興梶壽一君の質問を終わります。

4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番 芹口誓彰です。

9月にも質問をいたしました。引き続き、今回、有害獣駆除対策について質問をいたします。私は、議会、建設経済委員会に所属しておりますので、この有害獣駆除対策につきましては、委員会で伺うべきだと思いましたが、特に有害獣ナビシステムにつきましては、農家の方の関心の高いこともありますし、先般、開催しました議会報告会でも有害獣駆除対策に対しましての意見や要望もありましたので、あえて質問をいたしますのでよろしくお伺いをいたします。

本年度、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ補助事業の採択を受けまして、9月の補正予算で囲い罠の設置予算が計上され、現在設置されていると思っておりますが、山付地区につきましては、先日、委員会で現地を見てまいりました。ところで、ほかにはどこどこに設置をされているのか、また餌付けが必要となりますが、どのような方法を考えておられるのか、また餌付けは誰がされるのかをお伺いをいたします。

さらに、本部監視システムとして62万5,000円計上されておりましたが、罠の設置と併せ、その罠の監視システムは現在どのような状況にあるのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） それでは、今回のナビシステムを使用いたしました有害獣、主にイノシシ、シカの大型捕獲罠システムについてご説明を申し上げます。この事業に取り組む際、町単独事業でもやっつけようということで計画をいたしておりましたら、町長のほうから県のほうに交渉していただきまして、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業として補助事業に承認されたところでございます。

設置状況につきましては、当初、約200平米の大型罠4カ所の予定でしたが、設置場所の関係上、約400平米、2カ所に変更いたしまして、現在1カ所につきましては50%ほどの設置状況となっている状況です。

場所につきましては、山付のほうで2カ所、間を200メートルぐらい離れた山付のほうと道路沿いの畑の中に設置をいたしております。まず、有害獣の動態を調査をいたします。罠に設置をいたしましたセンサーで有害獣の出没をカウントし、その情報をインターネットを経由して役場のパソコンに通報します。この情報をもとに出没の時間帯等を集積いたしまして、有害獣の捕獲に移ります。今まで有害獣の動態に関するデータはまったくなく、年間を通して集積していきたいと思っております。また、設置場所につきましても、今後、全町的に調査をしていきたいと思っております。

イノシシ、シカ等は、罠内に侵入した場合、罠内で動きを数回カウントした場合に落とし等が自動で落下するように設置をいたします。この情報を設置をして落とし戸が落ちた情報につきましては、先ほどと一緒にインターネットを経由いたしまして、パソコン及び携帯電話のほうに電子メールにて通報いたします。大型捕獲罠に関しましては、今までに実績がなく、今回の設置が初めての試みであり、重要な事業だと位置付けております。

なお、今後の利活用につきましては、今回の事業結果を踏まえまして、再度検討を重ね、全町に展開をしていきたいと思っております。

先ほど、餌付けの話がありましたが、餌付けに関しましては、最初から餌付けを行おうと思っておりますので、地元の方に協力を依頼をいたしまして、餌の設置及び状況確認をお願いしたいと思っております。

通報システムに関してはですね、今、設置状況です。ADSLですかね、こちらのほうが草部、野尻地区で使えるようになりましたので、パソコンで出張所を経由いたしまして、産業観光課のほうの設置するパソコンのほうにデータを取り寄せたいと思っております。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 餌付けにつきましては、地元の方をお願いしたいということでございますけれども、当然なことだと思います、この箱罠は紛れもなく地域の農家の農作物を有害獣から守る手段として設置されたものでございますので、そういうような取組みにつきましては、ぜひ地元の方をお願いをしてほしいというふうに思っておりますし、またこの有害獣対策につきましては、行政任せではなく、やはり

積極的に農家の方の参加も促すべきだというふうに思っております。

次に、現地で囲い罠の状況を見ましたけれども、シカの捕獲は有効かと思えますけれども、イノシシ捕獲につきましては懸念される点もありますのでお伺いをいたしたいと思えます。

1点目は、耐久性の問題であります。小さい箱罠でも鉄筋で作成をされておりますが、捕獲されたイノシシは、その鉄筋が曲がるほど暴れます。囲い罠は鉄線で支えられており、しかも面積が広く、イノシシの助走距離が長くなりますと、鉄製の罠がイノシシの突進力に耐えるかどうか疑問であります。

2点目は、網の目が15センチほどあります。幼獣、いわゆるウリボウが逃げ出す恐れがありますし、専門家によりますと、イノシシは警戒心が強く、学習能力も非常に高いというふうに聞いております。このことによりまして、捕獲に失敗したイノシシや逃げ出したイノシシによりまして、囲い罠や箱罠で捕獲しにくい固体をつくってしまう危険性はないのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） まず第1点、網の耐久性ですけど、今回が大型罠に関しましては、業者のほうも初めてということで、九州内でもですね、今までに大型罠で捕獲した例はありません。今回の網を設置する前に、かなり耐久テストのほうは業者のほうでされています。これでもし破れるようであれば、外側にもう一段ですね、網のほうを設置したいということです。その設置の前に網の内側のほうには有刺鉄線のほうも考えております。3段ぐらいで有刺鉄線を張って、体当たりをしにくくしていこうかなというふうに計画もいたしております。これに関しましては、今後設置していく段階で、あくまでも今回試験でありますので、耐久性、あとは有害獣の動向あたりも十分観察をしていきたいと思えます。ウリボウあたりもできるだけ外に逃げ出さないように、ちょっと低めとかですね、有刺鉄線のほうも設置をいたしまして、網のところに近づかないように設計をしていこうかなというふうに、今準備をしている段階です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 十分その点、検証されまして、改善すべきところは改善し、囲い罠の効果が十分発揮できるようにお願いをいたしたいと思えます。

次に、この囲い罠が現在の箇所である程度の捕獲効果が得られたとしたならば、次の箇所に移動する、いわゆるローテーション方式をとられるのか。そうであれば、町内の捕獲を必要とする全域をカバーするにはかなりの期間と移動経費が必要かと



思いますけれども、どのような取扱いをされるのか、また今後、囲い罫の数を増やす考えがあるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 先ほど申しましたように、今回の罫は約200平米で設置する予定のを倍の広さでやっております。これをばらしますと、200平米の罫が2つ出来る計画ですので、1カ所に4つというのはちょっと多くなりますので、これの移動と併せまして、もしこれがうまくいけば新たに罫を購入をいたしまして全町的に設置をぜひ予算計上の要求のほうを担当課としてはしていきたいなと思っております。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） この囲い罫は新たな取組みであります。底引き網で魚を一網打尽にするような、そういったことを期待しておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思えます。

私が、このように有害獣対策についてこだわりますのは、昨日の新聞紙上にもありましたけれども、県内の鳥獣による農作物の被害総額は8億4,000万円に上り、過去最悪を更新したと報じられております。このように、鳥獣による被害は年を追うごとに増加をしております。本町基幹産業は紛れもなく農業であります、その農業が今重大な転換期といえますか、重大な危機的な状況にあります。農業従事者の高齢化に加え、有害獣の被害によりまして生産性は減少し、遊休農家は増加をしております。しかも本町の基幹作物であった葉たばこは、ただいま3番議員の質問にもありましたように、国の減反政策によりまして、高森、色見地区の黄色種生産農家全戸が廃作となり、来年度から高森、色見地区から葉たばこ生産の火が消えてしまうことになりました。また、山東部の在来種の生産農家9戸が耕作を断念をされました。このことから来年度は葉たばこの生産高は大幅に減少をいたします。さらに、今、大いに論議されていますけれども、TPPの参加となれば、肉、米、野菜、花樹園芸にいたるまで打撃を受けることは明らかでありまして、農家所得の減少は否めないところでございます。農家の所得が減少すれば、町内の商店街に少なからず影響を及し、引いては町政、町の勢いにも影響すると思うからでございます。

私は、9月の議会の一般質問で、電柵等の購入補助金の増額につきまして考えをお尋ねをいたしました。今、24年度の予算編成方針につきましては、各課に視察をされておまして、年が明ければ早速新年度の予算編成に着手をされると思いま

すが、これらの対策につきまして、どのような指示をされ、予算編成にあたられようとされているのか、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

簡潔に申し上げまして、平成24年度の有害鳥獣対策、駆除対策についての来年度の方針等々だと思います。前回の定例会です、私が議員のご質問にお答えした中で、増額等々につきましても担当課と話をし、前向きに検討するという答弁をいたしました。まず、そこについてお答えさせていただきます。まず、イノシシの駆除に対する補助につきましては、本年度から1頭当たり3,000円の補助金を新たに創設いたしております。これはご承知のように、町の単独の補助金であり、今年に限り、先ほどから産業観光課長も申し上げておりました地域ぐるみの鳥獣被害対策パワーアップ事業補助金で2,500円の20頭分が補助対象となっているわけでございます。来年度以降は町の単独事業として進めてまいる考えでございます。また、1頭当たりの補助率につきましては、来年度も現在のところ同額の3,000円を予定しております。箱罾免許所持者も現在増加しているというふうに報告も受けております。私は単価ではなく、総頭数の増加、すなわち総額で増額になることも含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、電気木柵の補助につきましては、現在、有害鳥獣防除対策補助金として5分の1以内を補助いたしております。過去2年間の予算執行状況を見ますと、全額執行されていない状態でございます。すなわち、補助金という部分が全額執行されていないという部分であるということです。現在のところ、補助金の増額については変更の予定は現時点ではございません。先ほど4番議員からご質問の中にもありましたが、アドバイスとして私は聞いておりました。やはり有害鳥獣対策というのは、住民全員が自己防衛していただくということを住民の方に認識していただくということも重要な行政の役割というふうに考えております。つい先般も講師を招いての講義をしたり、現地を視察したりということも県主導のもと、この高森町で行われました。最近、特に民家の本当直近のところで出没するということが多々ご報告を受けております。私は、やはりみんなでそこを考えて、防御対策もしっかり行政の一方通行ではなく、現地の本当に住まれている方々のご相談しながら、アドバイスをいただきながらやっていく、取り組んでいくことが今後の一つの重要な課題ではないかというふうに考えておりますので、来年度はさらにご指導いただきながら、今よりもパワーアップしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 電柵等補助金につきまして、執行残がまだあるということですが、そういった補助金仕組みそのものが悪いのか、また農家がそれだけ必要としなかったのか、私も十分また検証してみたいというふうに思っております。

次に、予算と併せまして、事業の取組みについてでございますけれども、今町長が言われましたように、今年度は町長の計らいで、地域ぐるみ鳥獣被害防止対策パワーアップ補助事業の採択を受け、事業が実施をされているところでございますけれども、私は8月、地元の方と下益城郡の美里町に視察に行っていました。美里町では、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業、補助率が55%の事業の採択を受けまして、イノシシ、シカの侵入防止柵、サルの侵入防止ネットの設置事業が行われておりました。また岡山県の奈義町では、有害獣防護柵設置中山間モデル事業を導入したというような記事を見ましたので、このように奈義町から資料を送っていただきましたが、ここでは地区全域で農地の外周全てを高さ1メートル以上の獣害防止効果が見込める金属またはナイロンの網を施工する場合に限り、1メートル当たり1,300円、内訳は材料代1,000円、人件費300円を全額町が補助するというような事業を行っております。23年度までに35地区、19万1,413メートル、約20キロメートルを設置したというふうにされております。さらに、この本に鳥根県美郷町の先進的な取組みが紹介をされております。私は機会があれば、ぜひ行ってみたいと思っておりますけれども、この町では山くじら生産組合を組織しまして、捕獲したイノシシを加工販売をして成果を上げているとして、まさしく有害獣駆除を地域おこしにつなげた例として紹介がしてあります。今年度、地域ぐるみ鳥害被害防止対策パワーアップ補助事業に取り組みましたけれども、このような有害獣対策につきましては、いろんな補助事業のメニューもありますし、全国各地でいろんな取組みもされております。したがって、今年度以降、このような補助事業の利活用による事業の実施とともに、昨日の新聞に県では庁内に鳥害被害対策プロジェクト会議を発足させまして、農林作物保護、鳥獣保護管理、鳥獣害獣利活用の各対策本部を新たに設けまして、新たな対策の検討をはじめ、近く対策を打ち出すとの掲載がありました。町といたしましても、このようなプロジェクト会議の設置など、新たな取組み、または事業の展開等につきましては、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 今年は、議員のおっしゃるとおりに、パワーアップ事業補助金で事業を行っております。先ほどご紹介がありました岡山の奈義町、また四国の美郷町ですね、等の取組みも産業観光課のほうから資料も、特に岡山に関してはいただいております。その中でですね、やはりこの補助事業の活用という部分に関しましては、これは従来どおり、今までも取り組まれてきたと思いますが、今年以上に注視して、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。

それと同時に、やはり先ほど私が答弁の中でお答えしましたとおり、これはもう全域にわたる問題、全町にわたる問題ではないかと、すなわちそれは基幹産業の問題であるという観点からも、情報を発信いたしまして、みんなで住民の皆さんと話し合いながら、いろんな形で対応していくことができないのかということ強く推進してまいりたい。また、課に指導していきたいというふうに考えています。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 町長のたいへん前向きな答弁に感謝いたします。高齢化が進む中で農家の方は地域や地域の農業を守るという、一生懸命がんばっておられます。中でも若い農業者の生産意欲や就農意欲を損なうことがないように、農家の方々と一体となって対策を講じていくということが必要じゃないかというふうに思っております。

それでは、最後に狩猟免許制度についてお伺いをいたします。今、捕獲の手段として箱罠が一般的で、しかも一番効果があります。しかしながら、箱罠を設置する場合、狩猟免許が必要になりますし、その上、県に毎年度、狩猟者登録をしなければならぬと聞いております。そこで、免許取得、また県の狩猟者登録までどのような手続きが必要となるのか、またいくらぐらいの経費が必要になるのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 箱罠の件に関しましてお答えいたします。箱罠に関しましては、年度当初、県内で実施されます狩猟免許の日程を周知いたします。これは年間に4回、今のところ年間に4回、試験が行われております。まず、講習会への参加が必要です。講習会の費用は資料代等を含めまして約1万円が必要となっております。講習会の10日後には早速、狩猟免許の試験が実施されます。申請に必要な費用は1万5,000円程度です。受験申請につきましては、10日までに阿蘇地域振興局林務課へ申請書を提出していただく必要があります。振興局まで行けないといわれる方は、役場のほうでも受け付けております。役場は処理を経由して

振興局へ送りますので、10日以上、早めに申請をしていただきたいと思います。  
また、講習会の日から10日後に試験があるということですので、狩猟免許試験の申請は講習会前でも結構ですので、早めに申請をされておいたほうが良いと思います。試験に合格した場合、狩猟者登録、保険への加入が必要です。狩猟者登録費用が最高1万円、ハンター保険が5,000円から1万円となっております。これは1種、2種別ですので、5,000円から1万円、ばらつきがあります。合計で約4万5,000円程度の経費が必要ですが、これに対します町の補助をいたしまして、講習に要する経費1万円を補助いたしております。この狩猟者登録費用ですが、これは加入、加入しないというのは自由であります。加入した場合は、設置場所につきまして、自分のところ以外もできるような形もとれますし、何も保険に加入しない方でも町のほうに申請をされますと、自分のところにも罠を設置できます。よそに設置する場合は、また別な手続きが必要となっております。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 今の答弁のように、いろんな手続きや4万5,000円ほどの経費が必要というふうなことでございますけれども、その上に病院の診断書の提出まで求められるというようなことも聞いております。この箱罠に限って言えば、くくり罠や掘上げ罠、それから落とし罠などと違って、その形状、仕組みかについて人間が近づいても危険を及ぼすことはありませんし、仮にペットの犬や猫が入っても、見回りの際に開放してやれば済むことであります。人畜にはまったく危険のない仕組みの罠であるわけでありまして、そのようなことから、私はこの箱罠につきましては、他の罠と引き離して、免許制ではなくて、許可制でもいいんじゃないかというふうに思っております。法律の改正でハードルは高いと思いますけれども、一朝一夕にはいかないかもしれませんが、現場の声として県などに情報発信していくことも必要ではないかというふうに考えておりますのでいかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 確かにおっしゃいますとおり、年々、免許取得者は増加をいたしております。免許取得後には地元で猟友会に入会するなどして、捕獲罠を設置されています。しかし、猟友会に参加されずにですね、そのままの状態です。資格だけ持っている、設置ができないというような状態の方もいらっしゃいます。年々、資格者が増えますので、今後は猟友会未加入者の方もですね、多くなると思われるので、町全体で箱罠の駆除隊編成につきまして、できるものならこういった形をもちまして、箱罠は箱罠でですね、許可の申請のほうをしまして、自分のとこ

ろ以外のところにも設置ができますように、広範囲で活用できるように、今後は検討していきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 今、答弁のように、いろいろな方法や取組み、また手法があると思えますけれども、大事なことは現場の課題にいかにか柔軟に、そして素早く対処していくかということでございます。課題や問題点、改善点があれば、現場の声としてぜひ発信をしていただきたいというふうに思っております。

今回、有害獣の駆除対策につきまして質問をいたしましたけれども、中には有害獣の駆除対策につきまして、有害獣、すなわちシカやイノシシ、サルとの共生、共存を図るべきだとか、山に実の成る木を植えて、サルやシカやイノシシが里に下りてこないようなすみ分けをしたらどうかというような意見もあります。確かにこれも大事な事かとは思いますが、私は今このような時期ではないというふうに思っております。今は徹底的な駆除と農作物を守る徹底的な対策をとる、このことに尽きるというふうに思っております。今後とも地域の農業、高森町の経済を守る上からも、この有害獣駆除対策につきましては、万全の対策を取られますようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。2時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） こんにちは。

私は、今まで21年度から確か町のほうで取り組んでいました養鶏場問題について質問いたしたいと思えます。この問題が6月の定例会で宇藤議員、それから9月の定例会で興梠議員の質問がありましたが、今後、行政としてどのように処理されて、どのように対応されていくのかを質問していきたいと思っております。

通告では、これまでの経緯とその対応、それから2番目として、地域との約束等について行政の責任とありましたが、この2つを一括して答弁を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。

これまでの経緯については、地元住民への説明会や議会における全員協議会で説明を受けているため、私からは要点のみを説明し、その中で企業と地元住民間で約束された事項が守られていない点を行政がどのように考えておられるのかを質問していきたいと思っております。答弁のほうをよろしくお願いします。

まず、阿蘇市を中心にこの養鶏場建設計画を進めていた企業から文書により協力依頼が平成21年6月22日に提出されております。町としては十分な検討を行い、また議会としましても町の経済の活性化、雇用の増加、利益が見込めるということで、議論に議論を重ね、議論をし、養鶏場進出を事業に協力することになりました。事業の展開が進む中、平成21年12月29日、種鶏農場建設にあたり、その用地交渉に前藤本町長から地元議員に協力してほしいと要望され、地元議員の協力により、P S 1農場が完成しました。しかし、その用地交渉段階で農場と食鳥処理場の建設はセットで進めていく、町活性化と雇用の場の確保のために是が非でも協力したいと地元の議員さんの協力要請の中で申し出がありました。食鳥処理場建設が不可能となった現在、行政としてはどのように考えておられるのか、当時の担当で地権者へ具体的に説明に行かれた前産業観光課長並びに、前産業観光課審議員に答弁をお願いします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） 6番議員が言われましたとおり、前藤本町長から、地元議員であります、現議長であります、町の活性化に対する思いや雇用機会の増大に関する期待から、無理を承知で用地交渉をお願いしたのは事実でございます。地元議員で地権者の方はご存じということで、町長からお願いされました。当時の田上議員におきましても、誠心誠意お願いされたことにより、地権者も納得され、その後、私が企業を案内して契約に行きました。選挙により首長、すなわち町長が代わったことに対しましては、当然、政策の転換は発生するものと思われま。今回は議会の了承のもと、企業進出に協力したものでありますが、政策転換により、食鳥処理場建設も実質不可能となったものであり、ご協力を得た地権者へは当時の担当者である私から納得いくように説明したいと思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） ただいま担当者のほうから地元のほうに私から説明に行くというようなことがありました。担当者の説明だけ、地権者は納得いただけるとは思えません。そのとき町長自らも説明に行くぐらいのはまりをもってほしかったというふうに思っております。

次に、食鳥処理場建設について、それまでは蔵地大地に建設する予定で、地権者が駐在嘱託員さんにも説明されて決定されています。しかし、22年3月26日、企業の一方的な自己都合により、建設断念の文書が町に提出されております。ちょうどこの頃、議会では特別委員会設置され、私もその委員の指名を受けました。その後、委員会を年間13回ほど開催し、特に議員として食鳥処理場建設について協議を行いました。企業は着実に農場の建設を行い、農場と処理場をセットで建設するとい大義名分が守れなかったのが、ただいま思うのに残念でなりません。本年4月には現草村町長が就任され、政策の転換により、実質、食鳥処理場建設は不可能となり、企業は反対を表明されていた南阿蘇へ文書により通知が行われたと思っております。この2年間、企業としてはCS1、2、3農場及びPS1農場建設が行われましたが、企業が地権者と交わした約束が守れてない現実が多々見受けられます。

執行部に答弁を求めたいと思います。1点目ですが、PS1農場の下流域に位置する百川地区住民から、井戸水の低下が指摘されていましたが、それに対して企業としては地区住民ための井戸の掘削を約束されていました。その後、この問題はどのようにになっているのか、2点目としてCS農場について企業がコミヤマ地区住民においてボーリングした水を農業用水として供給する施設を整備する約束となっていました。この結果もどのようにになっているのか。それから3点目として、前藤本町長は食鳥処理場が建設できない場合は、建設した農場を引き払ってもらおうと言っておられましたが、現実には農場だけが残ってしまったことに対して、行政はどのように思われているのか、以上3点について、後藤事務局長、それから甲斐審議員のほうに答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） まず1点目、2点目については私のほうで答弁しますが、3点目については甲斐審議員のほうに答弁していただきたいと思っております。

まず、1点目の百川地区住民の件ですが、井戸水の低下が直接、PS農場建設によるものであるかどうかというのは詳細な調査を行っておりませんので分かりませんが、その当時、私も同席しましたが企業としましては、地域貢献の意味もあるの



で、井戸を掘る、企業の責任をもって井戸を掘ると約束しております。これにつきましては工事現場のほうに掘削会社があるので、工事前に対応したいという話をされております。それで、約束されているのは当然であり、当然実施すべきだと思っております。その後、私が異動しまして、ちょっと情報不足で申し訳ありませんが、もう掘削会社がすぐ来るという話をしておりましたので、すでに終わっているものと思っておりましたが、実際、実施されてないということで、現課長からも再三再四、企業側には要求されているということをお受けしました。現実を踏まえて、企業には私からも強く要求していきたいと思っております。

それから、2点目の米山地区の住民との約束ですが、これは企業が農場建設の説明を直接個別に行う時点で約束しているものであります。また、尾下地区の説明会でも米山地区以外の住民からも話があります。具体的な施設の整備方法につきましては、米山地区と打合せの上実施するようというところで企業のほうにはその当時話しております。また、これについても実施されていないということで、これについてはもう約束をまったく守られないということは、言語道断なことだと思っております。百刈の件と併せて、企業に強く要求をしまいたします。このほかにもまだ小さなことや浄化槽の問題、今後、農場建設など行政で問題を整理し、前担当者の私、それから審議員、それから現担当課長と相談をし、現在残っている問題点につきまして、一緒になって企業のほうに強く要求をしまいたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 総務課審議員 甲斐敏文君。

○総務課審議員（甲斐敏文君） 6番 森田議員のご質問にお答えいたします。

前町長であります藤本町長が、食鳥処理場が建設できない場合は、建設した農場を引き払うと言っておられたことは事実であります。そのことはですね、前藤本町長が食鳥処理場建設に自信と確信をもっておられた表れであるというふうに私は思っています。企業としては、既農場建設にすでに7億円程度の投資を行っており、引き払うことは不可能だと思われます。食鳥処理場建設ができなくなった現在、町としてはですね、既農場建設、既建設農場が地元住民の生活に支障を来さないような運営を期待するしかないというふうに考えております。したがって、今後とも地元住民からの既設農場に対する不満や要望については、すべてを企業側に伝えまして、誠意をもって解決するよう強く望んでいきたいというふうに思っております。

また、今回の事業につきましては、町が直接事業を行うものではなく、誘致企業

と違って、進出企業であるがため、前藤本町長の指示により事務を遂行していたものであります。町が直接事業を行うことであれば、当然責任をもって完了までさせることが必要ですが、今回のような事業につきましては、町が直接手を出させないが故に、自分自身ジレンマを感じておりましたし、歯がゆい思いを抱いていたのは事実です。そうは言いますが、地域住民との約束事の遵守や、生活に影響を与えるようなことは絶対避けなければなりません。後藤事務局長が申しあげましたように、さまざまな問題を整備いたしまして、企業側に要求してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今、後藤事務局長、それから審議員のほうから、地域住民との約束は絶対守っていかなくてはならないというような答弁がございました。この約束はですね、私は本当に地域住民のためにやはり一生懸命やってもらいたいと思っております。

続きまして、22年4月23日、確か町は代替案として町、振興局、農協、議会、地域農家で新たな農業振興策を検討するというための協議会を設置し、具体策について早急に検討するというようにありましたが、現在どのようになっているのか、この方面を少し聞きたいと思ひます。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） 当時、私が携わっておりましたので、当時のことを説明させていただきたいと思ひます。

農業振興策ということで、養鶏場があるからというのもありますが、それとは別に農業振興策ということで、関係者で協議をもつということにしておりました。それにつきましては、22年の6月に農協営農部長、それから私たち産業観光課職員、それから阿蘇振興局のほうも当時の会議を予定をしておりましたが、急遽用件ができて欠席でございました。そんな中で振興策をということで、農協の営農部長等と相談しましたが、その中で農協ですでに白ネギですね、を進める計画があるということで、そっちのほうに行政として協力してほしいと。これには大きな一つの理由がありまして、振興策をつくる場合には販路が必要でございます。これについては農協がすでに市場調査をし、市場関係者の意見を聞いた場合に、どうしても白ネギが不足すると、それからもう一つ、高冷地を利用することによって、実際ネギが早くて10月か11月出荷になりますが、それが8月から9月に出荷すると、かなり高値であるということで、これを実験的に作付けして早く出荷できるように体制を

とりたいということでございました。それからもう一つは、実際に植付けした後に正確に判明したんですけれども、さっきでました鳥獣害、実際1カ所についてはこれまでイノシシが出て、作物が植えられないという場所がございました。これについてまったくネギについてはイノシシが寄りつかないということで、鳥獣害の被害がまったく出てないという、この3点で農協と協議した結果、白ネギを進めてほしいということで現在にいたっております。その後、2、3回の協議検討して、何かの作物をとということでしたが、その白ネギについて、一緒に農協と対応していったと。今後、新年度になりましたから、ちょっと代わりましたので、何とも言えないんですが、その中でまたネギの振興策がどうだったかということをお話していきたいと。結果的には、出荷時期になりますと、全体的に22年度は作物が高値で推移したんですけれども、ネギも同様に技術的にはまだまだ及ばないところだったんですけれども、たまたま高値で推移したということでございました。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今、事務局長の後藤さんのほうから、白ネギを今後もとということの話がございました。これはですね、やはりはっきりとした地区の、また地域の農家にですね、説明をして、私は今後こういうような振興作物を進めていくというようにことをはっきりと地元にも言ってもらいたいと思います。

続きまして、今まで行政の指導が足りなかったように思われます。今後、強く要求していくということですが、今まで何もしていない企業が、ましてや食鳥処理場ができなくなった現在、企業も開き直り、履行されないのではないのでしょうか。今後の行政のやり方に大いに期待していきたいと思っております。

次に、この話が始まったのが確か21年、先ほど言いましたように、6月頃でした。それから約2年間、本来の行政の仕事と違った業務を任せられ、進めてこられた職員に今回の養鶏場進出予定に関する個人の素直な思いと考えを聞きたいと思えます。後藤事務局長、それから甲斐審議員のほうに答弁願います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） 6番議員さんにお答えしたいと思います。

当時の町長、前藤本町長ですが、の命令により私たちは業務を遂行していくわけですが、その中で業務に関する個人といいますか、当時の担当課長として、これまで説明した中と重複する部分はあると思いますが、話させていただきたいと思えます。私が担当課長として携わったのは平成20年6月からでございます。これにつ

きましては、阿蘇市副市長が事業概要を説明され、阿蘇市を中心に事業計画をするということで、当時の議会の皆さんも一緒に説明、そこから私は携わっております。当時、ユニティファーム熊本がどのような会社かを調べましたが養鶏場建設のために主に熊本市内の方が出資された新しい会社ということで、基本的にはまったく前歴、養鶏に関する経験もまったくありませんでした。そのことは私からすれば非常に不安材料でありました。行政として絡んでいく場合の一番大きな不安材料でありました。しかし、当時は阿蘇市を中心に展開するというので、まずは阿蘇市にモデルの養鶏場をつくっていただこうと、それを見てから高森町は正式に参加するかしないかを決めようというふうに、上層部、当時の議会の議員の皆さんもご存じですが、当初はそうなっておりました。その後、途中は省かせていただきますが、高森町のほうに進出ということで、当時の町議会の承認を得て、この事業を展開することになりました。150億円の事業ということで、あまりにも規模が大きすぎるということで、本当にこの事業はできるのかなという不安はもう常に付きまといていたわけですが、野尻、草部地区の過疎解消対策、町財源確保のメリットがあり、以前、阿蘇市で事業を展開するというときに、阿蘇市が同類の事業を行っております日本ハムの養鶏場を北海道でやっております。その養鶏場に私も視察と一緒に同行させていただきましたが、そのときの状況を見ると、環境への負荷もできるだけ最小限に抑えられるのではないかとということで、私個人としては環境をしっかり守られれば進めていいのではないかとというふうに思っておりました。その後、モデル事業として農場の建設を進める中で先に述べましたPS農場の問題、それから特に大きな問題ですけれども、蔵地大地に予定していました食肉処理場建設について、会社からその後、変更を受けたいという話が来ました。これにつきましては、もう正直な話、私もショックを受けまして、2、3日ちょっと悩んで眠れないほどでした。といいますのも、基本的には食肉処理場というのが大きな目的でございます、先ほどからも出ますように。そのあたりにはこの事業を町が協力する根幹がまったく崩れたものと同然でございました。当地域の地域活性化のために協力しているのがまったく崩れたということで、かなりのショックを受けました。変更につきましてもこれは明らかに会社側の調査不足、勉強不足ということがもうはっきり言えます。もう基本的なことができてなかったということで、まあそれはそうであるんですけれども、私自身がそこらへんをしっかり事前にチェックできなかったというのも一つの一因だと思っております。当時、蔵地大地の事業が可能であるか、事前に地権者の皆さんの承諾を得るため、前藤本町長より、もう名前を出しますが、現議

長ですが、当時の田上議員さんをお願いをし、議長も野尻、草部地区の活性化に結びつくのならということで奔走していただきました。結果的には、当時の地権者、田上議長にも現在ご迷惑をかけることとなっており、本当に申し訳なく思っております。町が政策を変更しても、これは進出企業ですので、町の政策が変わっても、企業としてやろうという意識があれば、当然事業を展開することが可能だと思いますが、当初、理念として地域とともにある企業だという説明を受けたと私は理解しております。先でも申しました住民の方との約束は守られていないことは、企業の理念に反することとなり、企業の信頼が失墜、住民の理解が得られず、議会より反対の申入れが今年度になってありますが、当然だと思っております。今後、企業がこの地域で事業を展開するのであれば、住民の信頼回復が急務であり、それができなければ事業展開すべきではないと私は思っております。繰り返しになりますが、住民との約束については実行するように企業側へ今後も強く要望していこうと思っております。

最後になりましたが、関係者の皆さまに御辛勞をかけたことは、この場を借りて深くお詫び申し上げたいと思っております。どうもいろいろすみませんでした。以上でございます。

○議長（田上更生君） 総務課審議員 甲斐敏文君。

○総務課審議員（甲斐敏文君） 企業進出に関する自分自身の考え、思いということで、述べさせていただきます。

平成22年4月1日、産業観光課審議員の辞令を受けました。企業進出の特命事項の処理を担当するように命じられ、それから約1年4カ月後の23年8月4日、本年8月4日ですけど、現草村町長から実質、総務課企画の担当を命ぜられるまでの間、自分自身の養鶏場進出にかかる思いを述べさせていただきます。

まず、平成22年4月8日、第1回の養鶏場進出対策特別委員会において、食鳥処理場が蔵地大地建設を断念する旨の説明を私自身行いました。担当になったばかりで純粋な気持ち、企業を疑うものではありませんでした。したがって、この特別委員会でこんなに奥が深く、つまり問題が大きいことを初めて知った次第でした。その後、合計で13回の特別委員会、企業との打合せ、地元の意見、議員さんの意見を振り返りますと、企業があまりにもこの一大事業に対する考えや資金面での甘さが見えてきたのは事実です。その具体的な事項を申し上げますと、まず農場の一地域への集中化ということです。つまり企業の説明は農場間の距離を5キロ以上離さなければならぬと説明しておきながら、そうはなっていないということです。

それと、住民からの要望で、農場建設は校区ごとに建設するよう要望されておりましたが、現実には尾下地区周辺に偏ってしまっていること、そのほか住民説明会における約束の遵守とか、浄化槽や調整池のシステムの変更とか、食鳥処理場における環境設備の説明とか、雇用の説明において、そのような点が現れております。しかし、行政の職員として、相手方を信用、信頼しなければ、事業を進めることはできないと思います。自分が養鶏場進出の担当であった期間中、いろいろな事実が明らかになっていく上で、企業を疑ってきた部分もありましたが、事業を進めていく上で、ましてや首長、つまり前藤本町長から直接指示を受けて、事業を遂行していく以上、途中で投げ出すこともできず、成り行き任せで進めてきた感否めません。私たち行政に携わる者は、いつの時代でも法律や条令、規則に則り、また首長の命のもと、事務を遂行しております。現草村町長下においても同様で、今、町長は代わられましたが、平成22年4月1日付けの命令、同じ命令ですね、を受けたとしたら、同じように事務を遂行していたと思っております。

また、私個人が企業と特別な関係にあるのではと疑念をおもちの方がおられるならば、はっきりしておきたいと思っておりますので、お話をさせていただきます。平成22年4月1日、担当者の辞令を受けました。その数日後だったと思っておりますが、企業勤務の元役場の職員の紹介で、社長、専務及び従業員と名刺交換を役場で行いました。社長及び専務は、私の高校の後輩ということで、それだけでそれ以上もそれ以下のつきあいも行っておりません。また、事務を進める上での打合せも役場以外の場所で行ったことはありませんし、会社へ行く場合も私一人ではなく、必ず当時の後藤課長と2人で行ってまいりました。また、農場建設の土地についても、地権者の方が私の実家の近くということで、これは親戚関係も何もありません。実家の近くということで、企業に紹介した覚えがあつて協力をお願いしました。しかし、土地の価格とか契約には一切タッチしておりません。

以上、私の考え、思いを述べさせていただきましたが、今後も同じ考えで事務を遂行してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 後藤事務局長のほうからは、食鳥処理場工場ができないというときに、眠れなかったという話がございます。私たち議員もですね、そのとき確かこれは騙されたなというような感じを受けました。それから、現審議員におきましては、住民から5校区ごとにするというような話をしていたということでございますが、本当にですね、地域住民としては怒りがおさまらない、そのような状況では

ないかと思っております。これはもう別になりますが、私たち議会報告を先の11月29日から12月3日にかけてやりましたが、山東部においてですね、この養鶏場問題はどうなっているのかというような質問がたいへん行われまして、本当に私たちも胸が痛い思いで、この処理場の問題は取り組んでいかななくてはならないと思っております。

ただいま2人の素直な意見を述べていただいた、私たち議員もこのような問題は慎重に審議し協議して、今後はいこうと思っております。このほかにも町外からいろんな嫌がらせ等もあったような話を聞いております。一応この事業はこれで終止するものと思われませんが、残された問題はですね、確実に迅速に今後処理していただきたいと思っております。

最後になりますが、町長に質問いたします。前藤本町長の事業で、継続していかなければならないものについては継続していかなければならないと答弁されておりますが、今後における地域住民への対応はどのように考えておられるのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番議員のご質問にお答えします。

その前に2点ほど私の考えを再度、再確認ということで述べさせていただきます。

まず、地方公務員法、これはもう第32条、皆さんご存じだと思います。地方公務員、職員でございますが、職務を行う場合は、職務を行う場合の基本的原則について定められているものでございます。法令に違反しない限り、首長の、すなわち高森町でいえば町長命があれば、命にしたがい職務を遂行しなければならないというふうにされております。その点から考えましても、高森町の職員は自分が行わなければならない職員としてのことをしっかり務めていたということを重ねてご報告させていただきます。先ほど甲斐審議員が申し上げましたように、本年5月以降の指示事項に関しましては、すべて私が指示していることでございます。責任はすべて私にあると、職員にはございません。そこだけはしっかり、まず第1点をお伝えしたいというふうに思います。

第2点は、私は選挙の以前から、食鳥処理場、最終処理場に関しては反対ということを出して、民意を得て現在この議場に立って答弁をさせていただいているというふうに認識いたしております。処理場の問題については省かせていただきます。それと同時に、養鶏場の農場の問題に関しましては、地域住民のコンセンサス、すなわちその地域の皆さんが納得されること、これが大前提となつての建設や地域

促進であれば、それは私が止める術ではないということを選挙中、選挙後も申し上げておりますことを重ねてご報告させていただいた上で6番議員さんの質問にお答えさせていただきます。前藤本町長の事業の中で、継続していかなければならないものについては継続していかなければならないというふうに答弁をいたしています。これはすなわち効果があるもの、前町長が行われてきた施策に関しても必要性があるもの、今日の一般質問でもありました、最初の立山議員さんが質問された子ども手当等々につきましても、私は同感する部分が極めて高く、継続していかなければいけない。

ましてや、または先ほどの全戸調査のお話もありました。これは昭和60年、61年、当時の職員の方が回れて始められてことである、それも毎年少しずつ進めながら、今回大がかりな調査を行った、これも継続性がある。例で例えましたが、このように継続して行っていかなければいけないことというのは多々ございます。そういう意味での発言であったというふうにご理解をさせていただきたいというふうに思います。その上で農場建設の際に地域の住民の方にお約束を企業が進出企業がされたことに関しましては、先ほど甲斐審議員、そして後藤現局長が答弁したように、私自身もこれは守るのが当然であるというふうに考えておりますので、今後、企業のほうにも住民さんとのお約束を守るように強く働きをかけるということでしたので、私のほうもそのように考えております。

また、今年7月だったと思います、7月の七夕だったと思いますが、議会の総意として今後の農場建設に反対するという申入書を私に提出されております。これはそれまでの意見を覆している。すなわちそれまでとは違う形の意見書だったというふうには私自身は思っております。根拠事項としても、今日いろんなことがこの議場で今議論が行われておりますが、それが根拠で議会の皆さんの総意という形で執行部側に提出されたのではないかというふうに、個人的には先ほど思いました。

今後、地域住民には先ほどお約束事に関しましては、しっかり企業に働きかけていかなければいけないということを答弁いたしました。今後の例えば大型の施設等々、こういう最終処理場や企業進出の話等々があった場合には、やはり私はその企業の信用調査というんですか、をしっかりと実施し、私の政策集にも上げております魅力ある観光地の形成に取り組む、すなわちそれは豊かな自然環境の維持を促進という観点からも、環境問題の発生がないのか、まず住民の生活に支障を来さないのか、そして本当に我が高森町に必要な進出企業なのかということ事前に判断してまいらなければいけないと思っております。このことに関しましては、執行部だ



けではなく、議員の皆さまにもご協力をお願いして取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。食鳥最終処理場に関しましては、冒頭に申し上げましたように、6月の定例会においても、処理場に関して、水、温泉、自然環境を維持するために、快く受け入れられないと表明をいたしております。今後のいろいろな問題等に関しまして、私自身は処理場問題については一応終息をさせたいという意向であるということも重ねてご報告をさせていただきます。今、起こっている問題に関しまして、職員に適切な指示を与え、先ほど職員自らが言っておりましたが、当時の担当職員として、しっかり企業に働きかけていくということですので、再度、議員の皆さんのご理解とご協力をお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 町長におかれまして、ただいま職員は地方公務員法第32条に掲げてあるように、首長の命に遂行しなければならないというような話がありました。これは私たち議員も確かにそのような話を聞いております。今後、町長のこの地域住民、それから処理場のほうは絶対にできないと話がありました。地域住民についてはですね、慎重審議なる説明を行われまして、また地域住民の方にも良くなったなあというような話を、そのようにお願いします。

続きまして、私は日頃から町民の皆さんの信託に応えるため、私利私欲を避け、公平・公正な住民の目線で軸のぶれない活動を心掛けております。ところで、本町には政治倫理条例が制定してありますが、町長をはじめ、私たち議員は当然これを遵守しなければならないとの思いから、前町長にはこの条例に対する姿勢を明らかにしていただきたいということで、2度ほど質問をさせていただきましたが、明確な答弁をいただかないまま、町長が代われ、今日にいたっております。今回は新たに町長となられた草村町長にもこの条例に対する姿勢をまた明らかにしていただきたいと思っておりますので質問いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番議員のご質問にお答えいたします。

政治倫理条例に対する私の姿勢ということであると思っております。これは私は私自身が選挙の公約として個人公約として明らかにしてきたわけでありまして。補足させていただきますが、選挙に立候補を表明する前段階で、私の実家が公共事業を受注している企業であるということは、議員の皆さま、傍聴者、すなわち住民の皆さまは、皆さんご存じだと思っております。その上で私が選挙に出る前に、私の父のほうに、

この選挙に出るための私の条件があると、たった一つだけあると、それは私は株主でも何でもまったく関係はございませんが、これは政治家の倫理、政治倫理、そういうモラルの問題であります。私の実家の建設業が仕事を取らない、これを守っていただけなければ、私は選挙に出ることはしないし、またできないということを相談いたしまして、快くそれは当然のことであるということを受け入れていただきました。非常に家族としては申し訳ないなという思いでございましたが、私個人がそれが政治倫理条例に対する自分のスタンスだということを重ねて報告させていただきます。

また、この政治倫理条例に関しましては、やはり内容は清浄で民主的な町政の発展に寄与するという目的が定められている条例であります。私自身は政治家のモラルの問題というふうに考えておりますので、現時点での私が知る限りの情報では、私は守っているというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 町長も選挙に出られる前に、私の実家は建設業ということで、父にこの倫理を守ってほしいというようなことで出られたということでございます。失礼ですが、町長の実家はですね、配偶者及び同居の親族と2等親以内の血族に該当しており、条例に抵触するような、そういうことはないのかお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 現在、私が知る範囲では、この条例等をですね、内容が町長は親族または2親等以内の血族に該当しておるということでございます。該当していると思います。だからこそ、発注者が受注者になっていないかということ、また住民の方から疑惑を招かれたりしないように、私自身、できるだけ広報「たかもり」を通じて契約の状況を町民の皆さんにお知らせしているということが現状であります。

以上、お答えいたします。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 町長の答弁は、考え方、また今確認ができました。

この第4条に、町長及び議員は、町民に対して疑惑の念を抱かせるようなことのないように努めなければいけないとなっております。落札しない、または契約しないということであれば、その前にまず指名をしなければいいと思いますがいかがでしょうか。指名候補推薦審査会の会長である総務課長に答弁をお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。

高森町建設業者指名候補推薦審査会、その私が、以前は副町長が居りました場合は副町長、会長しておりましたが、今、副町長がおられませんので、私が会長をしております。これにつきましては、各業者の方より提出されております指名願いをもとに、実績や能力等を考慮した上で指名候補業者を選定し、町長に推薦しているところでございます。審査会では、先ほども出ましたが第4条の政治倫理条例4条、町長等及び議員の配偶者及び同居の親族、または2親等以内の血族に、血族というような文が出てまいります。そこに該当するかどうかを本来は入札のたびに調査する必要があるかと思いますが、事務的また時間的余裕等もございません。そういったことで確実に判断することが困難でございますので、また一方では判断できた業者の方のみを指名から外すことは、またこれもできないというふうに考えております。さらに、政治倫理に関しますことは、私ども公務員が軽々しく口を挟む事項ではございません。あくまで該当される特別職や議員の皆さん自身の倫理観に委ねられているものであると思います。また、政治倫理基準に違反する疑いがある場合は、政治倫理審査会等がございますので、その場においてご判断いただくべきであろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 総務課長のほうから、ただいま業者を推薦し、町長に審査してもらってというようなことでございます。それから、確実に判断はできない倫理審査会の委員さんに審査を求めているということでございます。私もこの倫理条例は前の町長の頃から質問していましたが、本当にですね、この倫理条例は私たち議員も守っていかなくてはならない条例だと思っております。この条例について、私は日頃から議員の、いつも言っていますように、議員の身だしなみ、特に町長自ら公約の中でうたっておられますように、ここの町はそういうことのないようにという公約があります。それから、議員もそれに見習って、私はこの倫理について慎重に考えていかなくてはならないと思っております。

もう一度確認します。総務課長、ただいま倫理審査会の中でこれは議論してもらわなければいけないということでございました。確実に判断もできない、その中で職員としても今後このような問題が出た場合ですね、私はきちんとした線を引いてもらいたいと思っておりますが、その点についてはどう思われるか答弁願います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 先ほども答弁いたしました、やはりこれはそれぞれの特別職また議員さん方の倫理観に関することですので、私、審査会としましては、今の審査基準等がございますので、それに則って粛々と候補者の審査をするということが一番私たちに与えられた使命であろうというふうに考えておりますので、現在そのやり方を変えるという判断はいたしておりません。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） ただいま町長、それから総務課長のほうから、条例を遵守されるだけと答弁されましたので安心しました。私たち議会としましても、この条例を尊重し、間違っても町民の皆さんから疑われることのないよう注意していきたいと思っております。先ほど、養鶏場問題、それから、政治倫理の二つを質問いたしましたが、特に養鶏場問題について、P S農場については最初私たちに説明されたことが守られておらず、現在、排水については掃除をして浄化されるというような話を聞いております。また、鶏糞については、最初の説明では町外に運搬し処理するというようなことも実際私たちこの耳に聞いております。この鶏糞については、地元で焼却され、このような問題は絶対に私たち議員は許すわけにはいかないと思っています。今後も厳粛な対応をお願いし、また議員の私たちも今後の課題として取り組んでいきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。3時20分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後3時10分

再開 午後3時20分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 皆さん、お疲れさまです。1番 宇藤でございます。

12月の議会も私で最後の一般質問となりますので、最後までよろしくお願い申

上げます。

まず、ここ最近ですが、急激に住民の声として聞こえてきます通信インフラ要望、すなわち光ファイバー回線等の取組みについてお尋ねします。町長は選挙中も光ファイバー回線の必要性、そして光ファイバー回線を国が整備してあげるという、今後2度目はなさそうな国からの交付金事業推進の取組みに対しての選択が、最悪の選択であったと思うということを言われていました。また、以前の議会でも有害鳥獣ナビシステムでの説明時に、光回線の必要性まで言及されていたように感じております。そこで、私が調べた限りでは、光ファイバー回線整備が我々熊本県でも全市町村で約80%以上の取組みがなされている現状で、今までの取組みと今後の高森町の通信インフラ対策をお尋ねしたいと思います。

まず、今までの取組みの経緯として、現草村町長が町長になられる前に最悪の選択であったといわれていた平成21年時点での経過と決断についてお尋ねします。当時、国が930億円弱の予算を計上して全国各地の市町村が取り組んだわけですが、高森町も事業要望書を出されていたのか、また総額いくらの要望書だったのでしょうか。細かい金額は結構です。総額のみをお答えください。当時の担当者だった甲斐総務課の審議員さん、お願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 総務課審議員 甲斐敏文君。

○総務課審議員（甲斐敏文君） 1番 宇藤議員のご質問にお答えいたします。

現在までの取組みの経緯ということですが、宇藤議員言われるとおり、平成21年度に遡りますが、国の経済危機対策ということで、デジタルデマンド解消、つまり情報技術の格差を解消しようとする事業として、国が933億円の予算が計上されております。事業の取組みの有無について、町のほうに通知がございました。その内訳としましては、ブロードバンドゼロ地域解消、すなわち通信技術が利用できない地域を解消する事業ということで500億円、携帯電話の不感エリア解消をする事業として433億円、合計933億円が国の予算として計上させておりました。この時点で補助率は3分の1、補助残につきましては公共投資臨時交付金で最低でも87%を手立てするという内容でした。町としましては、要望書を提出しています。金額的には、携帯電話の基地局整備事業に約3億8,800万円、携帯電話の伝送路整備事業に1億3,900万円、それと先ほどから出ております光ブロードバンド整備ということで26億9,000万円、合計32億1,800万円の事業費で要望書を提出した次第です。担当者として、光ブロードバンドの必要性を強く感じていたのは事実ですが、その間、総務省の九州総合通信局の担当者

のほうから補助金、つまり3分の1については確実ですけど、公共投資臨時交付金の手立てについては非常に厳しい状況であるという連絡を受けました。その旨、前町長である藤本町長のほうにお伝えし、結果的にはトップである前藤本町長の判断で、光ブロードバンド整備事業を取り下げまして、基地局及び伝送路の整備のみを実施した次第です。

以上、簡単ですけど、現在までの経緯についてお答えいたしました。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい。ありがとうございます。自席から失礼いたします。

総額32億円の要望書を出したとのことでした。この総額32億円事業で高森町は全地域をカバー、すなわち山東部である草部、野尻、そして色見地区までも光ファイバー回線設備、ついでに携帯電話の不通地域がない、さらに地上デジタル回線が各家庭に平等に行き渡るということだと思います。そこで、当時に光ファイバーを取り入れる選択をした他の市町村は国からの助成割合は90%を超える形で事業のほとんどを国からの助成で工事ができたと聞きます。実際の助成割合はトータルで平均何パーセントだったのでしょうか。また、もし当時に光ファイバーを整備する選択を高森町が行っていた場合は、実際の町のお金はいくらかの持ち出しで工事が可能だったのでしょうか。今になれば助成率も平均が出ていると思いますので、およそで構いません。簡潔にお答えください。

○議長（田上更生君） 総務課審議員 甲斐敏文君。

○総務課審議員（甲斐敏文君） 質問にお答えします。

仮に平成21年度で光ファイバー整備事業を実施していた場合、光だけに限定して言いますと26億円、先ほど申し上げました26億円の3分の1、8億6,000万円が補助金として交付されます。残りの17億4,000万円の約90%、15億6,000万円が公共投資臨時交付金として交付され、一般財源、つまり町がある程度自由に使えるお金の出し分は1億8,000万円くらいで、26億円の事業ができていたというふうに今は計算しております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございます。

町のお金も相当少ない金額で、すべての光回線、携帯電話不通地域の解消、全家庭への地デジ対応が実現していたというふうに思います。そこで、最終的に高森町が光ファイバー回線を整備することをどのような理由で断念したのか、また最終的

な決断はどんな形で行われたのかをお尋ねいたします。これも簡潔に分かりやすくお答えください。

○議長（田上更生君） 総務課審議員 甲斐敏文君。

○総務課審議員（甲斐敏文君） 先ほどから申し上げますように、総事業費26億円と申しますと、年間の一般会計の予算に匹敵する金額でございます。短期間のうちにその答えを出さなければならなかったこと、また総務省のほうから臨時交付金についてはちょっと厳しい選択がある、先ほど言いましたけど、厳しいものがあるということと言われたこと、それと後年度のランニングコスト、これが九電とかNTT柱を共架してまいります。その場合、1戸当たり1,000円とか1,300円とかかかってまいりますので、後年度のランニングコストにつきましてもかなりの金額になるのではないかとということで断念した次第です。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 職員の方は資料を積み上げることが仕事だと思いますが、光ファイバー回線を断念した後に、携帯電話の不通エリア解消整備を実施されておりますが、先月号の高森町広報、ここにございますが、この整備についての総額が記載されておりました。総額が3億6,000万円だったと記憶しますが、結果的には町のお金を使っているわけであり、ここ最近の住民からの声や要望を考えれば、当時、住民アンケートや民意を反映する方法はなかったのでしょうか。なぜなら、今日お見えになられている傍聴者の方や地域の住民の方、特に必要性を感じている若い世代や誘致企業の皆さんは、当時の決断にいたるまでの流れは現時点でも知らない方が大多数です。情報公開としての位置付けとしても、アンケートや企業への聞き取りの必要性はなかったのかお尋ねします。

○議長（田上更生君） 総務課審議員 甲斐敏文君。

○総務課審議員（甲斐敏文君） 先ほども申し上げましたが、担当者としては強く必要性を感じていたのは事実です。しかし、年間予算に匹敵する26億円という事業であること、また短期間のうちに答えを出さなければならなかったこと、自分たちが考えていたことは、このことに関する職員のプロジェクトチームですね、これをつくって住民からのアンケート等、意見聴取を行うべきであると思っておりましたが、先ほども申し上げましたように、国に対する回答の暇がなかったこと、これが一番の原因だったというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい。ありがとうございます。

当時は、国の経済対策事業でかなり急な国からの聞取りだったために、民意を得る時間がなかったとの答えでしたが、実際に数年先を見据えた事業として光ファイバー事業を選択した他の市町村が圧倒的に多いと聞きます。要は、町長や執行部が光ファイバー回線整備の重要性を認識していたのだと私は思います。その重要性、必要性についての認識はあったのか、担当者としては個人的にどのような思いだったのかお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 総務課審議員 甲斐敏文君。

○総務課審議員（甲斐敏文君） 認識性の問題だと思いますけど、他の町村が取り組んでいるところ、そしてその時点でしたところの例を挙げさせていただきたいと思えます。確か相良村だったと思えますが、事業の取組みの要望をした後、議会から住民説明が足りないということで指摘を受け、議会が紛糾したことを新聞を通して情報を得たことを覚えています。しかし、最終的には整備が完了しております。このことは町長をはじめ、執行部、住民が光ファイバーの必要性を強く認識していたからだというふうに思っております。したがって、判断をされる町長の認識というか、光ファイバーに対する知識が足りなくて、結果的にこのようになったというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございます。

実は、私はこの一般質問をする前にですね、高森町にある企業、すなわち誘致企業も含めて聞取り調査をしてきました。これで紹介させていただきます。会社名は申しませんが、質問のほうをさせていただきました。一番初めに、高森町が数年前に光ファイバー未導入を決定したときの企業としての対応、回答はですね、上記の経緯及び決定がなされていることを全然知りませんでした。よって、当時何も対応いたしておりません。2番目の質問が、現在、光ファイバー回線が未導入であったことのマイナスとして上げられることは、回答が、外部との通信に時間を要するための業務の効率が低下する、テレビ会議システムなどの導入ができない、社内ネットワークシステムを構築する場合などPC環境が整っていても通信環境が良くないことが利用で最先端のシステムを利用できないことになる、将来のビジネス展開時に悪影響が考えられる。3番目の質問が、企業としては金額ベースに換算した場合の損益はという問いに対しまして、企業のほうの回答は、機会損失として備えるならば相当な金額になります。帰りの出張費においてはおよそ年間500万円程度と



いう回答でございます。4番目に、光ファイバー未導入は今後の高森町での工場稼動に影響を与える可能性はあるのかの問いはですね、弊社顧客要求があり、将来ネットワーク環境で光が必須となった場合には一部移転が必要になるかもしれません。将来、弊社内システムに光が必須となった場合にも同様のことが考えられますという回答です。最後に、今後の要望を問いましたところ、今は情報化の時代、しかも市場はスピードを要求する時代です。通信環境を最先端インフラが整うように整備を町にお願いいたしますという回答をいただきました。

このことから分かるようにですね、要は企業としては当時から絶対に必要と判断、当時から町長、執行部をお願いしてきた。光回線がなければ、企業の収益としては計り知れないダメージと考える。将来は高森町での今以上の拡大は疑問になるなどなど、とにかく悲観的な意見ばかりでした。このことは今からの企業誘致に多大に関与することではないでしょうか。

そこで、草村町長にお尋ねいたしますが、これらの民間企業をはじめとする意見に対しての印象はいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

今の1番議員のご質問の、今までの流れの中で、いろんな問題が出てきました。光ファイバーの整備事業に関しての必要度、つまり企業に今言及されておりましたが、まさにおっしゃるとおりだというふうに思っております。受けることは可能ではありますが、こちらから情報を発信することに関して、一切ほかの企業より遅れる、すなわち企業の損失が多大になるということでもあります。最近特にテレビ等でこの21年度の取組みで全県、全市町村を上げて取り組んだ地方自治体に関しましては、非常に企業誘致が盛んに行われている。すなわち、自治体が誘致しなくとも、企業側が来たくなる、それはなぜかと申しますと、これは東京、大阪、福岡の例を挙げるとたいへん申し訳ないんですが、大都市といわれるところよりも、過疎地帯である地域のほうが光ファイバーの整備がなされた場合は圧倒的に情報伝達のスピードの、速度の違いがございます。これは先ほど1番議員がおっしゃいましたが、冒頭のあいさつでおっしゃいましたが、例えば山東部における有害鳥獣の今回ナビシステムの試験をやっておりますが、このデータ通信の速度も過疎地になればなるほど早い、光ファイバーの整備が行われていればという例も述べさせていただきます。今後の企業誘致に関しまして、企業がどのように考えるのかというのも、1番議員さんは聞取り調査されたと申しております。私たち執行部も黙って過ごし

てたわけではございません。7月の19日だったと記憶します、就任後の。と、先日12月の14日にも、当時の担当であります、今答弁してます甲斐総務課審議員を交えまして、NTTのブロードバンドの担当の方を呼びまして、意見の集約、アドバイスをいただきました。現在、企業が地方の自治体に進出する場合は、ほぼ100%の割合で第一条件に光ファイバーの整備がなされているかどうか、そしてそれを担保を取るためにNTTのブロードバンドの局のほうに問い合わせがあると、そこからのスタートじゃないと、今、企業誘致ができないということをおっしゃられたこともご報告させていただきます。

私が選挙中に、最悪の選択という表現を使ったことが適しているかどうかは分かりませんが、私もその時点ではまだ一住民でございました。非常に今後の2、3年後の、もう5年後、10年後ではございません。この2、3年後のことを考えれば、そのときに選択するべきではなかったかと思っておりました。それを選挙中に、今後の通信インフラ整備の必要性、すなわちインフラ工事自体、インフラ自体がもう時代とともに変わってきて、最先端の自治体であれば、道路インフラから通信インフラへの移動、もうすでに5年以上前から取り組んでいる、そういうことを言及したつもりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございます。

町長として、今後はさらに企業誘致が困難になると予想できると言われましたが、就任後にも平成21年時に光ファイバー整備を選択しなかったことが極めて厳しい選択と言われておりますが、それでも高森町のトップとして企業誘致、住民サービスに努めていただいていたことには変わりはありません。そこで、他の市町村の取組み状況や熊本県全域での割合、全国での取組み割合をお答えください。甲斐氏によろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課審議員 甲斐敏文君。

○総務課審議員（甲斐敏文君） 先ほど申し上げました平成21年度におけるブロードバンドで取り組んだ県内の自治体についてお答えいたします。

まず、阿蘇郡市では、阿蘇市、産山村、小国町、西原村、それと多かったのが球磨郡ですけど、球磨郡で錦町、あさぎり町、湯前町、五木村、相良村、その他の町村で御船町、菊池市、南関町、甲佐町の合計13市町村となっております。したがって、光ファイバーのカバー率は全国で約90%、熊本県では約83%というふう

に伺っております。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございます。

すごい普及ですね、こちらにですね、その中に言われました湯前町で行われた事業の冊子がございます。湯前町情報通信システムということで、「町に光がやってきた」という冊子があります。この中で湯前町が執り行った事業の詳細がですね、この中に書いてあるんです。それを町民の方々にまた配ってですね、そしてその事業の取組みにおかれましてはですね、町民の方々にまずアンケート調査を実施されております。いち早くですね、この冊子ができた年代ですけれども、これが21年度なんです。まさに同じときにあっておるわけでございます。熊本県にいながらにしてですね、産山村も然りですが、阿蘇郡内においても阿蘇市、小国町、南小国町、西原村、そして産山村と、やっていない地域はですね、南阿蘇村さんと我が町高森町ということで、この同じ阿蘇郡内におりながら光通信ができない町村ができておるわけでございます。要はですね、ほかの市町村で約90%近くが整備しているというわけで、そのことは当時の選択が数年先を見据えてなかったということでもあるように思います。

そこで、現在、今ですね、光ファイバー整備事業に対する国の補助率の割合と、実際に国の補助を受けての実現可能性があるのか、そして総務省の考えはどうかお答えください。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 総務課審議員 甲斐敏文君。

○総務課審議員（甲斐敏文君） お答えいたします。

国は平成21年度行ったデジタルデマンド解消事業で、市町村の整備は完了したというふうにとっております。すなわち、そのとき整備していない市町村は、今後自前で整備するものと考えておりますので、今後の対策ということですけど、正直言って、なすすべがないというところです。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい。ありがとうございます。

かなり厳しい答えだと思います。私も調べたところ、来年度も国は予算を付ける形にはなるが、実際は助成対象基準が厳しく、実際に助成を受けての事業開始は困難と表現されているようです。最近では阿蘇市や産山村にでも住民福祉でのサービス、または介護予防、安否確認等々の事業では、光回線の整備が基本といえるよう

な事業ばかりになってきているようです。

そこで、実際に今、高森町が光ファイバー整備を行った場合は、先ほどの国の考えである以上は、ほとんど全額が町民のお金で整備しなければならないのでしょうか。また、工事費はどの程度かかるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課審議員 甲斐敏文君。

○総務課審議員（甲斐敏文君） 宇藤議員おっしゃられるとおり、現在3分の1の補助金は残っています。光の道交付金事業という事業なんですけど、しかしものすごくハードルが高くなっています。と申しますのが、整備2年後にエリア利用率を50%以上にしてくださいという条件が入っております。現在、NTTとか事業者間で進めている事業につきましても、30から40しか利用率がいないという現状でありますので、この50%のハードルを超えることは非常に厳しいというふうに思っております。また、言われるデメリットという面ですけど、町としましては、行政間、県庁とかとの回線につきましても、専用回線で光で結んでおりますので、それに普段、支障は起きておりませんが、どうしてもやっぱり住民生活の中でどうしても足りない部分があると。それにつきましては、いろいろな面で現れております。まず防災面、教育面、医療福祉面、農業面等、様々な影響が出てまいります。具体的に申し上げますか。

防災面ではですね、まず現在の防災無線、これは音声による伝達であるため、伝わりにくい箇所がありますが、光ファイバーではテレビの文字放送や音声による放送が可能となります。このようなことが現在の設備では不可能ということです。それと、同じように防災面ですけど、砂防指定地域へ定点カメラを設置することにより、河川の増水を家庭のテレビで見ることができるようになるため、住民の個人の判断が可能となります。でも、現在は不可能です。同じように、道路に定点カメラを設置することにより、積雪とか凍結状況を事前に把握でき、安全性の確認ができます。光ファイバーの整備ができていない現在のままでは不可能となります。

次に、教育面ですけど、電子黒板や電子教科書が使えるようになり、授業の効率が飛躍的に向上するとともに、授業の復習が家庭でも可能となります。しかし、現時点においては不可能です。他の学校との子どもたちとの交流が促進されます。光ファイバーの整備が終わらないことにはこのようなこともできません。塾においては、学習塾に行かなくても、自宅で塾の勉強が可能になります。同じく、現時点においては不可能です。

次に、医療福祉面ですけど、光ファイバーの整備が完了すれば、健康診断やカウ

ンセリングを遠隔地で受けることができるようになりますが、現時点においては不可能です。病院での検査結果のやり取りが可能になり、患者の検査に対するストレスや医療費の削減につながります。これについては、現行の法律改正が必要となりますが、法律改正が行われても現時点では行えません。

高齢者の一人暮らしについて、先ほど言われましたように、家にセンサーを取り付けることにより、人間の動きがない場合は、担当者がすぐ駆け付けられるようになります。これも不可能ということです。

農業面ですけど、農業面も農家と市場間で品質管理や流通管理等が瞬時にやり取りができるため、市況の把握ができ、出荷等の調整や高価格取引が可能となることが予想されますが、現時点では行えません。圃場にセンサーやカメラを取り付けることにより、個定や生産管理ができ、有害鳥獣の駆除も飛躍的に改善します。しかし、これも行えません。

以上、光ファイバーが整備できた場合、私たちの生活環境が大きく変わることはもちろんのことですけど、仕事面の効率が飛躍的に向上するというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 要は、国が考えているような結果になるわけですね。では、光ファイバーが整備されている市町村との差、つまり住民や企業が受けられるサービスや、数年後には当たり前になるようなことも高森町では取入れ不可能となることになることは多くなると思います。例えばどのようなことが不可能になるのか、重複しますが、ほかの町村と違いを分かりやすく、1つでいいですから、例えて教えていただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

先ほど審議員がデメリットについてということでお答えした内容と、このサービスの公平性に関しての違いだと思いますが、ほぼ違いはございません。まずその前に、議員がおっしゃられました湯前は、平成21年度当時、アンケート調査を行っている、うちの甲斐審議員が答えたのは、当時、時間がなかったので、なかなかアンケートもできなかったということに関しまして、重ねて町職員というものはやはり資料の積み上げ等々がございますが、例えばアンケート調査一つするにしても、やはりトップの許可、すなわち指示があるわけでありまして。そういう中で、現時点

は私のもとで働いておりますので、5月以降のこの光ファイバーに対する対応に関しましては、すべて私に全責任があるということを議場でお伝えさせていただきたいというふうに思っております。

そういう中で、今のご質問のデメリットというよりも公共サービスに関しましては、やはり例で今日は傍聴者の方もお見えになられておりますので、例えて言いますと、阿蘇市と産山村、一緒に安否システム、要は高齢者の方が朝起きて動きがあったら、それが瞬時に伝わる、それで安全だということを確認できる。新聞に大きく報道されておりました。それとか、もうすぐ取組みが始まると思いますが、中山間地での買い物難民、要は買い物ができないお年寄りの方や高齢者の方や体調不良になされている方に対するサービスとして、民間企業が行う事業、これは普通の家庭のテレビで有線放送、すなわち小国が議会で議会中継をやっております。また、先ほどありました河川の氾濫等をリアルタイムで家庭のチャンネルで見ることが出来る。その中でこの買い物に対するですね、お年寄りの方、リモコンで自分の家庭のリモコンで選べる、そういうことももうサービスが始まるわけでございます。そのような観点からも、先ほど審議員が答えましたように、非常に私の施策でなかなか光ファイバー整備がなければ、非常に極めて厳しい状況にあるということもありますが、私としては前向きに考えていきたいというふうに思っております。

その中で、先ほど申し上げました、2度ほどNTTのブロードバンド担当の人間と、局長さんですか、お話して、課長さん方だと思います、お話をさせていただいた中に、やはり先ほど1番議員からご指摘があったように、それでも高森町のトップとして取り組んでいかなければいけないだろうということでした。まさにおっしゃるとおりだと思っております。今後の判断は私自身がしっかり判断をして、今の職員に指示をして取り組んでいきたいというふうにご報告させていただきます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい。ありがとうございました。

今、例としてお答えになりましたが、そのことは草村町長が行う施策にも多大な影響を与えると思います。そこで、町長及び執行部が今後の対策として、今後の導入についてのお考えを、それぞれお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から答弁させていただきます。

先ほど審議員が申し上げましたように、現時点での国の対応、これは総務省が管轄でございますが、3分の1の補助金が残って、来年度も多分19億円ぐらいの予

算計上を目指しているということですが、甲斐審議員がおっしゃったとおり、当時平成21年度はほぼ対応できた、しかしながら来年以降、今年も含めまして、この3分の1の補助を得る要件が先ほど言ったように、非常にハードルが高い。すなわち、実現性はゼロに近いということが現状でございます。そういう中で今後、今私が答えましたように、やはり高森町として、トップとしてどういう取組みをやっていかなければいけないのか、また取り組む覚悟であるのかというご質問だと思います。やはり、今の現時点の財政で整備の可能性を探さなければいけない、それとともに例えばであります、ブロードバンド整備事業積立金の創設する等々の手段も一考しなければいけないというふうに私自身は思っております。これはなぜ真剣に考えなければいけないのかは、今の議論の中でいろんなお答え、ご質問ありましたが、やはり一番はもうこの光ファイバー整備がもう基本とならないと、何もできない時代がもうこの2、3年後には必ず来ると。特に今日のご質問の中でも、ほかの議員さんの質問でありました、TPP問題等々、基幹産業は農業であると、すなわち親の時代にやらなかった新しい形、六次産業化に向けて、先日も高森町の若い農業従事者が素晴らしい賞を受賞されておりました。そういう中で、この光ファイバーがなければできないことは多々ございます。教育の面でも佐藤教育長先生の新高森町教育プラン、これは仮称でございますが、その中でも今はよくても、そこから先、一歩先がなかなか進まない、これを進めるためには光ファイバーの整備事業の必要性、これは多大なものではなからうかというふうに思っております。

また、私が上げています観光立町を目指すということに関しましても、この光ファイバーがなければ、なかなか進まない、先ほども申し上げましたように、事業等もございまして、私自身は先ほど言ったように、今後の整備の可能性を模索していかなければいけないというふうに思います。職員に関しましては、すべて私の指示の中で職務を遂行いたしますので、しっかりした指示を与えたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 町長の指示で動かすというようなことでございますので、担当課への質問は割愛させていただきます。

○1番（宇藤康博君） 分かりました。

ありがとうございました。

今日の質問はここまでとしますが、光ファイバーの導入においては、今後も町の取組み課題として追求してまいりたいと思います。また、南阿蘇村さんにおかれま

しても、光事業がまだできておりませんので、今後は南阿蘇村さんともですね、連携を取りながらというのも一つの策ではないでしょうか。しかしながら、導入にはたいへん厳しい状況です。先ほども言われたように、住民の声と合意を主とされるならば、光ファイバー助成要請に対しての情報提供や、さらには導入に対しての最善の努力を続けていただけるようお願いをし、また今後の議会でも光ファイバーの重要性を議論していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

傍聴者の皆様方に一言ご挨拶申し上げます。本日はたいへん年末のお忙しいときに傍聴に足をお運びいただきまして、本当にありがとうございます。今日も一般質問の中でやはり情報を皆さん方と共有しておれば解決していた事案とも感じられる部分もございました。先般、議会報告会等を開催をさせていただきました。その中で住民の皆さん方にもいろんなご意見はたくさんいただきました。やはり一番大事なことは住民との情報の共有というような部分ではなかろうかなというふうに思いますし、今日の一般質問、これを受けましても皆さん方も感じられたというふうに思いますけれども、議員が何を思い、執行部が何を考えているのか、どうしようと思っているのかという部分を皆さん方に十分これからまちづくりのために活かすためにも、いろいろなお声を聞かせていただきたいというふうに思っておりますし、またこういう機会にはですね、ぜひ足をお運びいただきますようお願いを申し上げ、本日はこれで散会します。

どうもお疲れでございました。

-----○-----

散会 午後4時00分



1 2 月 2 0 日 (火)

(第 3 日)

## 平成23年第4回高森町議会定例会（第3号）

平成23年12月20日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 意見案第1号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加反対の  
意見書について

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

1) 議案第52号 町道の路線の廃止について

2) 議案第53号 町道の路線の認定について

3) 議案第54号 高森町ふるさと応援基金設置条例の制定について

4) 議案第56号 平成23年度高森町一般会計補正予算について

5) 議案第57号 平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算に  
ついて

6) 議案第58号 平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算につい  
て

7) 議案第59号 平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算に  
ついて

8) 請願受理第1号 地下水保全条例の制定についての請願

日程第3 特別委員長報告について

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番 宇 藤 康 博 君

2 番 後 藤 三 治 君

3 番 興 梶 壽 一 君

4 番 芹 口 誓 彰 君

5 番 立 山 広 滋 君

6 番 森 田 勝 君

7 番 田 上 更 生 君

8 番 甲 斐 正 一 君

9 番 三 森 義 高 君

10 番 後 藤 英 範 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長	草村大成君	教育長	佐藤増夫君
総務課長	村上源喜君	住民福祉課長	古澤建生君
税務課長	色見継治君	産業観光課長	橋本和則君
産業観光課審議員	甲斐敏文君	建設課長	廣木富八君
会計課長	杉田則秋君	教育委員会事務局長	後藤正三君
総務課長補佐	佐藤武文君	住民福祉課長補佐	岩下公治君
住民福祉課長補佐	阿部恭二君	税務課長補佐	工藤英二君
産業観光課長補佐	岩田秋広君	建設課長補佐	安方含君
高森東保育園園長代理	熊谷優子君	色見保育園園長代理	瀬井類子君
総務課総務係長	沼田勝之君	総務課財政係長	岩下徹君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会議務局長	古庄良一君	議会議務局庶務係長	松本満夫君
--------	-------	-----------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 意見案第1号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加反対の意見書について

○議長（田上更生君） 日程第1、意見案第1号、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加反対の意見書についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。提案者を代表いたしまして、1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 皆さん、おはようございます。1番 宇藤です。

提出者を代表いたしまして、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加反対の意見書案について、趣旨説明を行います。

現在、東日本大震災の復旧・復興対策が取組み途上にもあるにも関わらず、TPPへの参加を促そうとする主張が散見され、このような考え方は被災地域の重要産業である農林水産業に大きな損失をもたらすものであり、被災の復興への努力や気持ちを欺き、復興の足かせしかならないと思われる。

我が国が関税撤廃の例外措置を認めないTPP交渉に参加すれば、結果として農林水産業の崩壊を招き、関連産業を含む地域経済が大打撃を被ることは必至であります。

当然ながら、全国有数の食糧供給基地である本県においても農業生産などの大幅な減少など、地域経済に与える影響は甚大なものとなります。

TPP交渉は、単に物品の関税撤廃にとどまらず、金融、保険、医療など、あらゆる分野に関する仕組みの変更につながるものであり、国家の安全保障問題を含め、国の形が一変してしまう可能性があります。

こうした国のあり方に関わる重要な問題を内包しているにも関わらず、国民の合意を得る議論もせず決定を下すことは極めて遺憾であります。

このため、国民消費者への安全で安心な食料の安定供給をはじめ、国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上は到底不可能であります。

このような危機的状況を踏まえ、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加反対を強く要望し、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、意見案第1号、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加反対の意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

## 日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第2、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

### 議案第52号 町道の路線の廃止について

○議長（田上更生君） 議案第52号、町道の路線の廃止については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） おはようございます。3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第52号、町道の路線の廃止につきましては、12月15日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、安方課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に

審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定しました。

ご報告を終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号、町道の路線の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第53号 町道の路線の認定について

- 議長（田上更生君） 議案第53号、町道の路線の認定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 興柁壽一君。

- 建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第53号、町道の路線の認定についてにつきましては、12月15日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、安方課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

ご報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 議案第54号 高森町ふるさと応援基金設置条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第54号、高森町ふるさと応援基金設置条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第54号、高森町ふるさと応援基金設置条例の制定につきましては、12月13日、午前11時10分から、第3、4委員会室におきまして、税務課より色見課長、工藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、各委員より、基金の主管課・受入団体等への呼びかけPR、寄附者の表彰規定等、いろいろ意見が出され、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号、高森町ふる

さと応援基金設置条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第56号 平成23年度高森町一般会計補正予算について**

○議長（田上更生君） 議案第56号、平成23年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第56号、平成23年度高森町一般会計補正予算につきましては、12月13日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、議会事務局、監査事務局より古庄局長、庶務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

また、同日、午前10時15分から、総務課より村上課長、佐藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、各委員より、役場庁舎改築工事設計委託料が計上してあるが、工事施工される場合は、住民サービスに影響を期さぬようお願いしたいとの意見が出され、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

同じく、午前11時10分から、税務課より色見課長、工藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） おはようございます。2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第56号、平成23年度高森町一般会計補正予算につきましては、12月14日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より佐藤教育長、後藤事務局長及び各係長に出席を求め、高森町新教育プラン策定について、佐藤教育長から詳細に説明を受けました。また、各委員から、教育施設の修繕等は設計段階での問題があるのではないか、消火器ボックス及び防火標識の設置については、立入検査があったから設置するということは、行政の立場からよくないのではないか等の意見が出され、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

また、同じく午後1時から、住民福祉課より古澤課長、岩下課長補佐、阿部課長



補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、各委員より、地域支え合い事業のプレハブ物置等の設置場所、施設との事前打合せが済んでいるのか、さらに送迎タクシー借上料減額の理由等の意見が出され、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済委員会に付託されました議案第56号、平成23年度高森町一般会計補正予算につきましては、12月15日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、産業観光課より橋本課長、岩田課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、各委員より、農業活性化設置修繕料の指定管理者負担と町負担、また修繕による農家への影響等につきまして意見が出され、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

また、同じく午前11時30分から町道の視察を行い、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、安方課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、各委員より、積雪に伴う除雪作業の機械借上げ等、積雪対応について意見が出され、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号、平成23年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり、可決されました。

-----○-----

**議案第 57 号 平成 23 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について**

○議長（田上更生君） 議案第 57 号、平成 23 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2 番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第 57 号、平成 23 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、12 月 14 日、午後 1 時から、第 3、4 委員会室におきまして、住民福祉課より古澤課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、各委員より、一般被保険者療養給付費からの高額な組み替えがあっているが、今後の一般被保険者療養給付費についてはどうなのか等の意見が出され、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号、平成 23 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり、可決されました。

-----○-----

**議案第 58 号 平成 23 年度高森町介護保険特別会計補正予算について**

○議長（田上更生君） 議案第 58 号、平成 23 年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求め

ます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第58号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、12月14日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より古澤課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、各委員より、保険料の滞納繰越分の対応はどうされているのか、地域支援事業交付金の算定方法等の意見が出され、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第59号 平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第59号、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第59号、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、12月15日、午後1時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、安方課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とす

ることに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 請願受理第1号 地下水保全条例の制定についての請願

- 議長（田上更生君） 請願受理第1号、地下水保全条例の制定についての請願については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

- 総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に審査を付託されました請願受理第1号、地下水保全条例の制定については、12月19日、午後4時20分より、第3、4委員会室において、全委員出席のもと、慎重に審議しました結果、この請願については、町の条例に関することでもあり、また町民への影響等を考慮して、引き続き審査をする必要がありますので、閉会中の継続審査とすべきものと、全委員一致で決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長報告は継続審査であります。

これから委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから請願受理第1号の委員長報告について採決いたします。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり継続審査とし、閉会中の審査を総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。よって、請願受理第1号、地下水保全条例の制定についての請願については、委員長の報告のとおり継続審査とし、閉会中の審査を総務常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、付託案件の委員長報告並びに採決についてを終わります。

-----○-----

### 日程第3 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第3、特別委員長報告についてを議題とします。議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 立山広滋君。

○議会広報特別委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は、12月19日に開催し、12月議会広報「きずな」第46号発行について、内容やスケジュールについて協議を行いました。

内容につきましては、12月定例会初日の質疑、平成23年度の一般会計補正予算及び一般質問を中心として取り上げ、住民の皆さんにわかりやすくお知らせする予定です。

今回は、1月末発送を目標としておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 行政事務調査特別委員長の報告を求めます。行政事務調査特別委員長 興柁壽一君。

○行政事務調査特別委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

地方自治法第100条に基づく行政事務調査特別委員会の中間報告をいたします。

平成23年9月21日に1回目の委員会を開催し、本日まで6回の特別委員会を開催しており、調査内容につきましては、現在調査中のため報告は差し控えます。

なお、6回の委員会におきまして、9名の関係者に出席説明、出頭を求め説明を受け、また関係書類の提出を求め、事実確認をいたしております。

以上、中間報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

一言ご挨拶を申し上げます。

12月議会、新しく町長就任され、それから議会構成も新しい構成になりました。この間、町民とのいろんな情報共有というようなことで、議会といたしましても議会報告会、いろいろな形で取り組まさせていただきました。また、議会傍聴につきましても、定例議会傍聴につきましても、広報等、防災無線等を通じながら、皆さん方に広報いたしました結果、たいへん多くの住民の皆さん方に關心をもっていただいて、傍聴にもお出でをいただいております。これは住民と議会、あるいは執行部が、いろいろな情報を共有する、共有しながらまちづくりを町民とともに考えていく、一番の基本ではなかろうかというふうに思っております。これからも議会運営といたしましても、そういうような形の中で進めていきたいというふうに思っておりますので、皆様方のご指導・ご協力をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

たいへん今年1年、暗いニュースが多かった1年ではなかろうかというふうに思いますけれども、来年こそは本当に明るい、高森町からでも明るいニュースが発信できまような年を迎えることができますことを心から皆さまとともにご祈念申し上げます。

-----○-----

○議長（田上更生君） 会議を閉じます。

平成23年第4回高森町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員



高森町議会会議録  
平成23年第4回定例会

平成23年12月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 古庄良一

作成 株式会社アクセス

電話 (096)372-1010

---

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967)62-1111